Ⅳ　都市機能誘導区域

Ⅳ 都市機能誘導区域

１．都市機能増進施設とは

（１）都市機能増進施設

本計画では、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めるとともに、都市機能誘導区域内に都市機能増進施設（以下、誘導施設という。）を設定します。

誘導施設とは、都市再生特別措置法第 81 条 2 の 3 の規定に基づき、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき、居住者共同福祉や利便性向上を図るために必要な施設で、都市機能増進に著しく寄与する次のような施設です。

①高齢化が進む中で必要性が高まる施設
②子育て世代にとって居住場所を決める目安となる施設
③集客力がありまちの賑わいを生み出す施設
④市民サービスの拠点となる施設

（２）誘導施設の区分

第 12 版都市計画運用指針では、都市機能誘導区域に位置付ける、誘導施設の区分は以下のとおりとなっています。

■　第 12 版都市計画運用指針

医療	病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
福祉	子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
商業	集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
その他	行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設など

—参考—　人口規模と成立する都市機能

■　人口 5 万人の場合に成立する都市機能の例

	成立する主な都市機能　（　）は人口 5 万人の場合の成立数	出典
医療	地区病院（１）、診療所（２～３）、地区診療所（６）	※１
	救急告示病院、介護療養型医療施設	※２
福祉	老健・特養（１）、デイサービスセンター（２～３）、地域包括センター（２～３）、高齢者向け住宅（６）、訪問系サービス（６）	※１
	介護老人保健施設、訪問介護事業、通所・短期入所介護事業、介護老人福祉施設、一般診療所	※２
商業	商店街・百貨店等（１）、食品スーパー（２～５）、ドラッグストアー（２～５）、コンビニエンスストア（12～15）	※１
	ペット・ペット用品、ハンバーガー店、カラオケボックス	※２
その他	外国語授業、自動車賃貸業	

※１：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）
※２：国土のグランドデザイン 2050 参考資料（国土交通省）

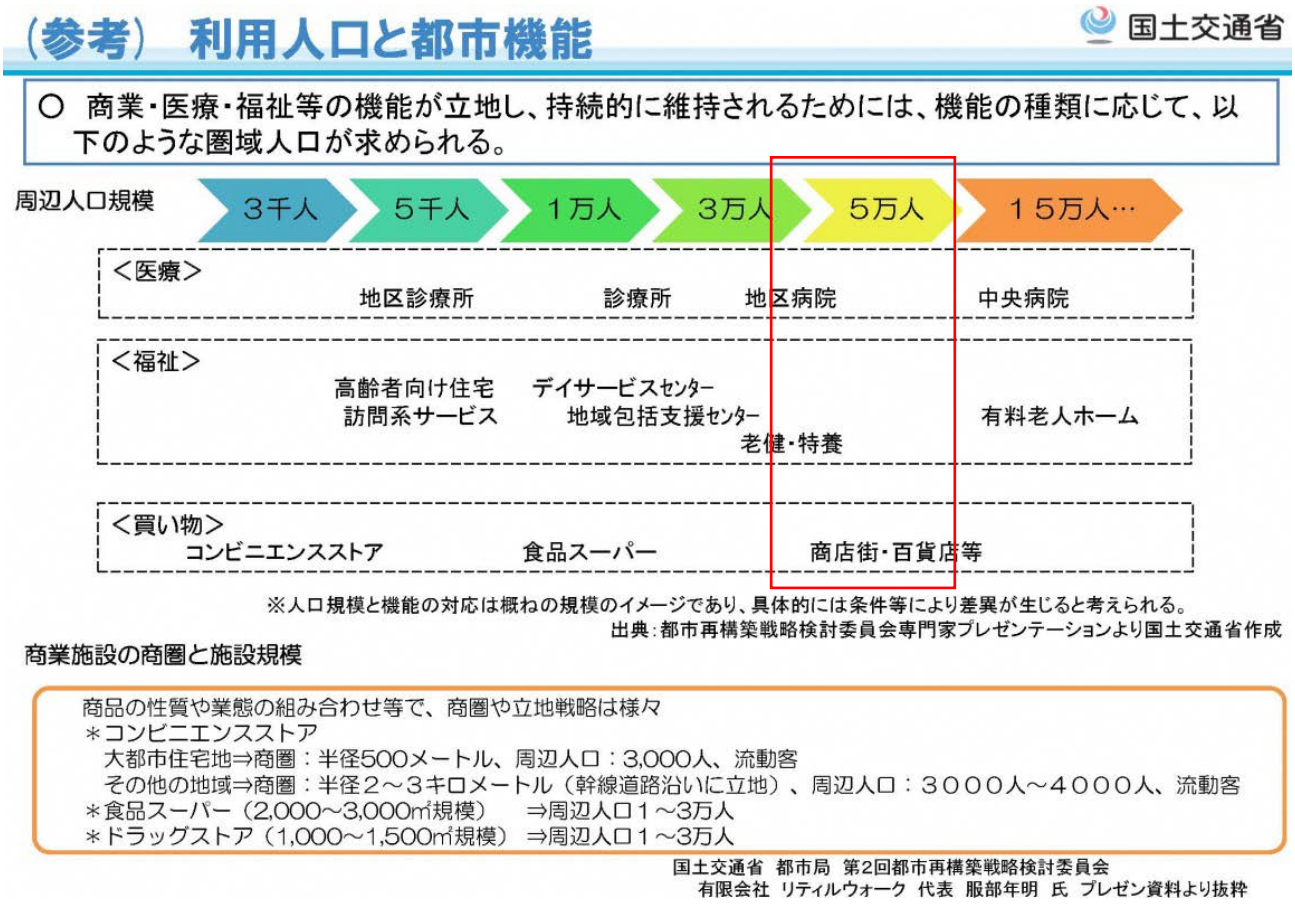

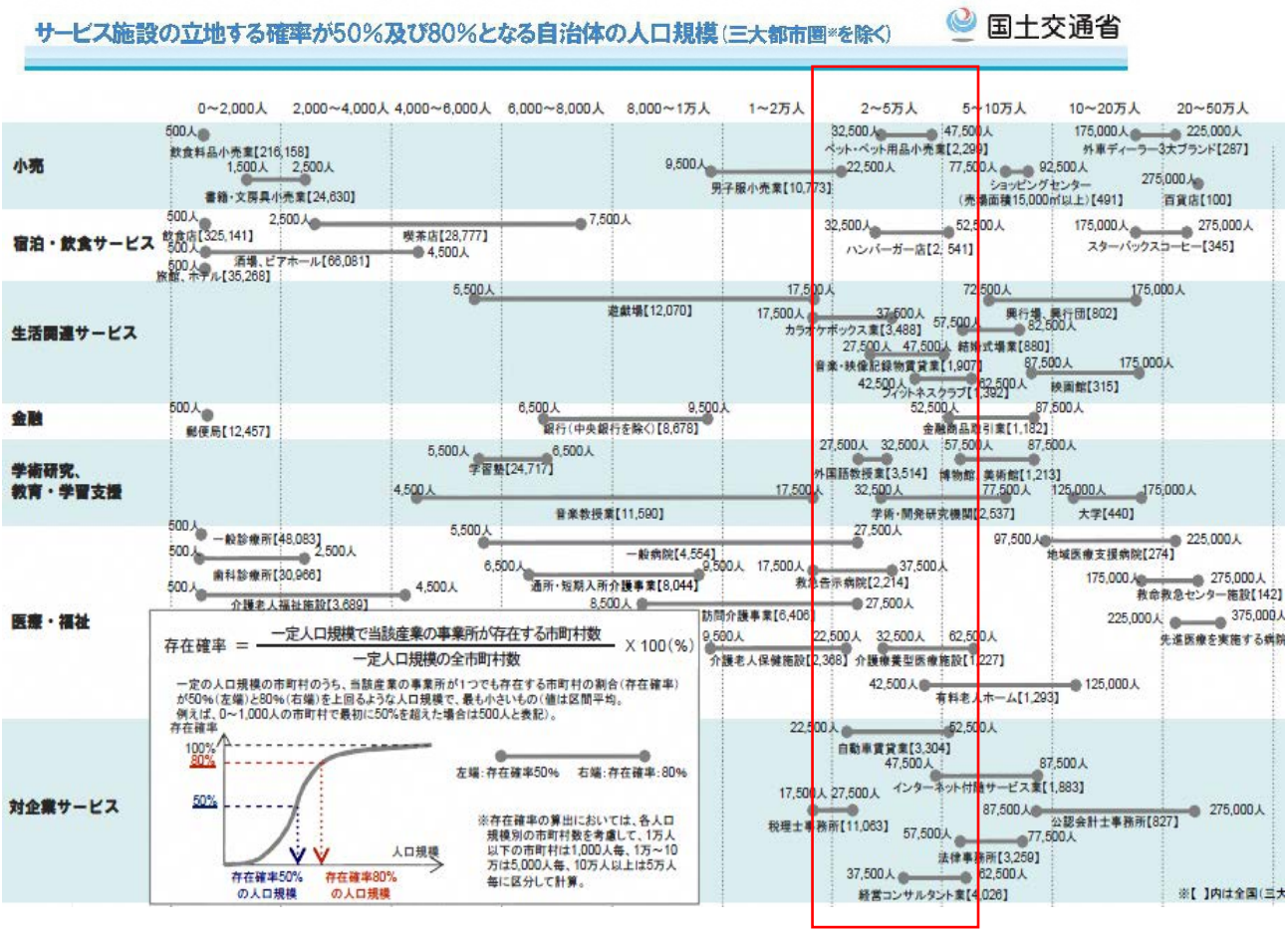

資料：国土のグランドデザイン 2050 参考資料（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000043.html

2．都市機能誘導区域の設定

（1）都市機能誘導区域の設定の手順

まちづくりの方針（ターゲット）である、鉄道駅周辺に安全で利便性の高い市街地の構築（鉄道を基軸とした多極ネットワーク型集約都市の構築）を実現するため、都市機能誘導区域は、以下の手順により、設定します。

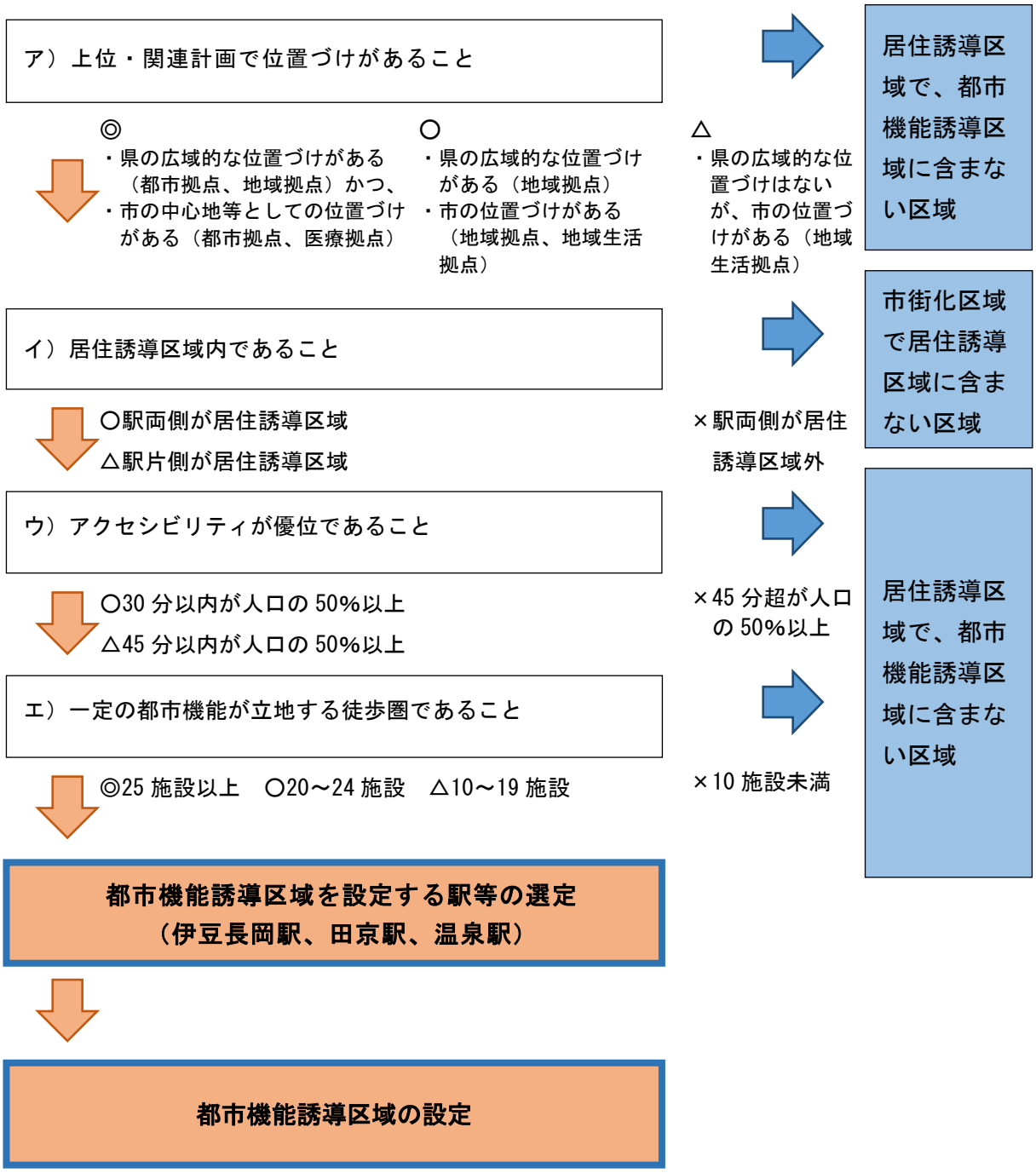

ア）上位・関連計画で都市拠点として位置づけがあること

上位・関連計画における各駅の周辺の位置づけを以下に整理します。

■　上位・関連計画による各駅周辺位置づけ評価表

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">計画名</td><td colspan="6">駅　名</td></tr>
<tr><td>原木駅
周辺</td><td>韮山駅
周辺</td><td>伊豆長岡
駅周辺</td><td>田京駅
周辺</td><td>大仁駅
周辺</td><td>温泉駅
周辺</td></tr>
<tr><td rowspan="4">位置づけ</td><td>県</td><td>都市計画区域マスタープラン（田方広域都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）（2021.3）</td><td>• ―</td><td>• 地域拠点</td><td>• 都市拠点</td><td>• 地域拠点</td><td>• 産業拠点</td><td>• 地域拠点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市</td><td>伊豆の国市都市計画マスタープラン（2021.2）</td><td>• 駅の利便性を生かした地域生活拠点（地域北部の生活の利便性を図る）</td><td>• 駅の利便性を生かした地域生活拠点（地域の主要な公共交通施設が集まる地域の生活・文化の拠点として、その機能向上・再編）</td><td>• 基幹的交通路線の結節点の利便性を生かし、商業・業務機能や、福祉・子育て支援・行政機能等の都市機能の集積を図る中心拠点（商店街を中心とした商業機能の充実）</td><td>• 基幹的交通路線の結節点の利便性を生かすとともに、既存の医療・福祉・子育て支援・教育文化・行政機能等の都市機能の集積を図る中心拠点
• 医療拠点（伊豆保健医療センター）
• 国道136号及び国道136号バイパス大仁南インターチェンジ周辺地域を新サービス業拠点</td><td>• 駅の利便性を生かし、商業・業務機能等の集積を図る地域生活拠点（商業環境と住環境が調和し地域住民や来訪者が交流する魅力ある市街地形成）</td><td>• 既存の行政機能・教育文化・医療・子育て支援等の都市機能の集積や、交通軸の結節点をという利便性を活かした中心拠点
• 順天堂大学医学部附属静岡病院周辺を高度医療の提供や医学・健康産業等の集積を図る医療拠点</td></tr>
<tr><td>第２次伊豆の国市総合計画（2017.3）</td><td colspan="2" rowspan="2">• 駅の利便性を活かした、地域生活拠点</td><td rowspan="2">• 医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業・行政機能等の都市機能が融合した都市機能拠点</td><td rowspan="2">• 医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業・行政機能等の都市機能が融合した都市機能拠点
• 医療拠点（伊豆保健医療センター）</td><td rowspan="2">• 駅の利便性を活かした、地域生活拠点</td><td rowspan="2">• 医療拠点（順天堂大学医学部附属静岡病院）</td></tr>
<tr><td>第２次伊豆の国市国土利用計画（2017.1）</td></tr>
<tr><td colspan="3">駅周辺の用途地域</td><td>１低、
１中高、
準住、
市街化調整区域（駅東）</td><td>１低、１中高、
２中高、２住、
準住、
市街化調整区域（駅東）</td><td>１低、１中高、
２中高、２住、
近商、商業、
市街化調整区域（駅東）</td><td>１中高、１住、
２住、準住、
近商、
市街化調整区域（駅西）</td><td>１中高、
１住、２住、
準住、
商業、
工業</td><td>１低、
１中高、
１住、２住、
近商、商業
市街化調整区域（駅南）</td></tr>
<tr><td colspan="3">上位・関連計画における評価</td><td>△</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>△</td><td>◎</td></tr>
</table>

イ）居住誘導区域内であること

都市機能誘導区域は、原則、居住誘導区域内に定めること、とされているため、本市においても都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に設定します。

■　駅と居住誘導区域の関係表

駅名	駅の立地に関する評価
原木駅	△
韮山駅	△
伊豆長岡駅	○
田京駅	○
大仁駅	△
温泉駅	△

○：駅両側が居住誘導区域
△：駅片側が居住誘導区域
×：駅両側が居住誘導区域に含まない区域

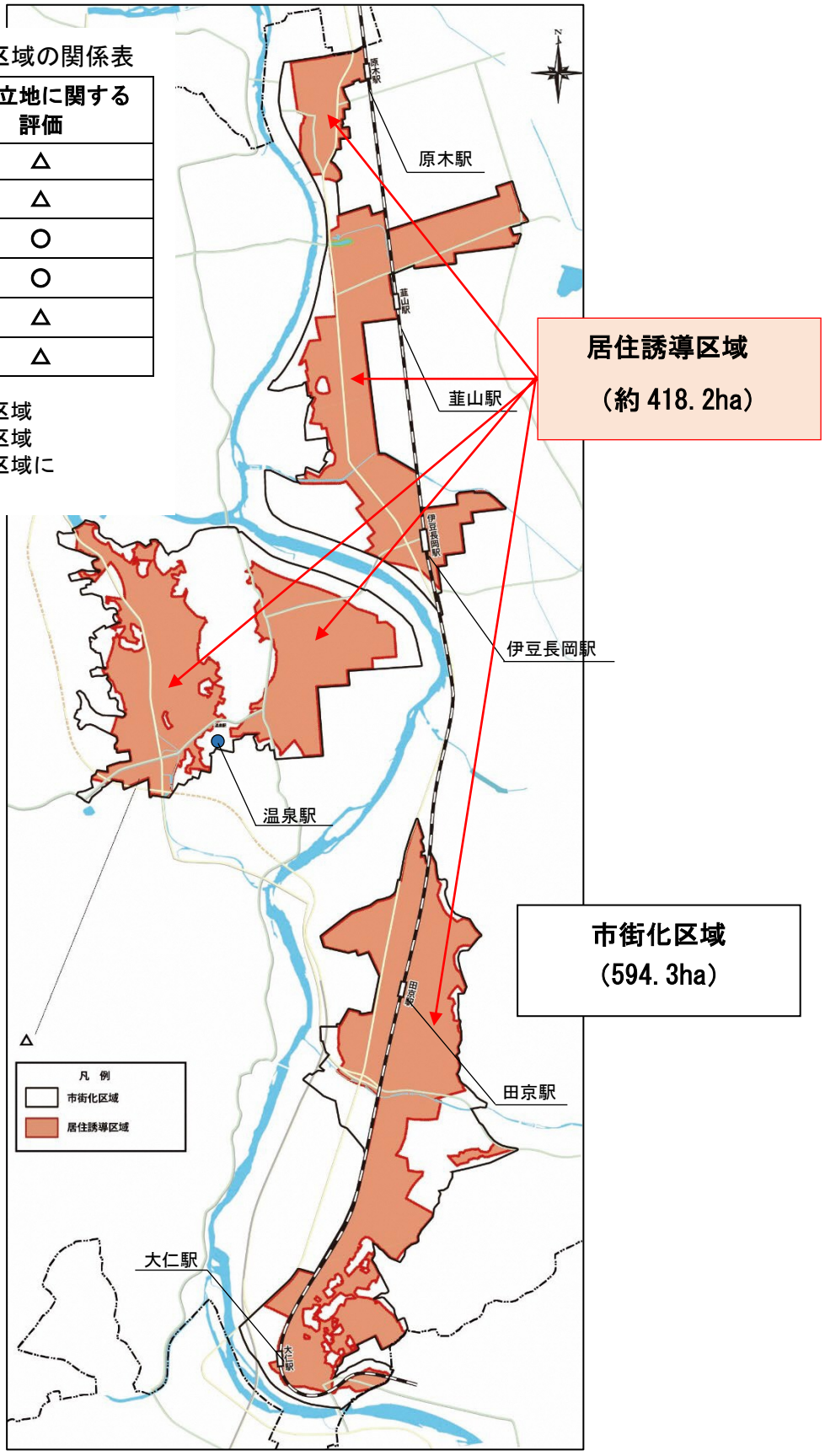

ウ）アクセシビリティが優位であること

アクセシビリティとは、生活の利便性を高めつつ、公共サービスの効率性や持続可能性を確保するために、自動車の利用に依存せずに暮らすことのできる都市づくりの基礎的な資料として、公共交通（※１）の移動時間と徒歩（※２）の移動時間、公共交通の待ち時間の合計による、鉄道５駅（原木駅、韮山駅、伊豆長岡駅、田京駅、大仁駅）及びバス 1 駅（温泉駅）から市内各地への所要時間（※３）を示したものです。

以下に、「アクセシビリティ指標活用の手引き」（案）（2014 年 6 月：国土技術政策総合研究所）に基づき算出した検討結果（※４）を示します。

※１：公共交通：基幹的公共交通路線を対象に設定した。
※２：徒歩：鉄道駅から半径１km、バス停から半径 500ｍを算出上の徒歩限界と設定した。
※３：所要時間：「アクセシビリティ指標活用の手引き」（案）では、45 分までを対象としているが、本検討では 60 分までを算出した。
※４：2018 年 6 月策定時点。

■　原木駅からのアクセシビリティ

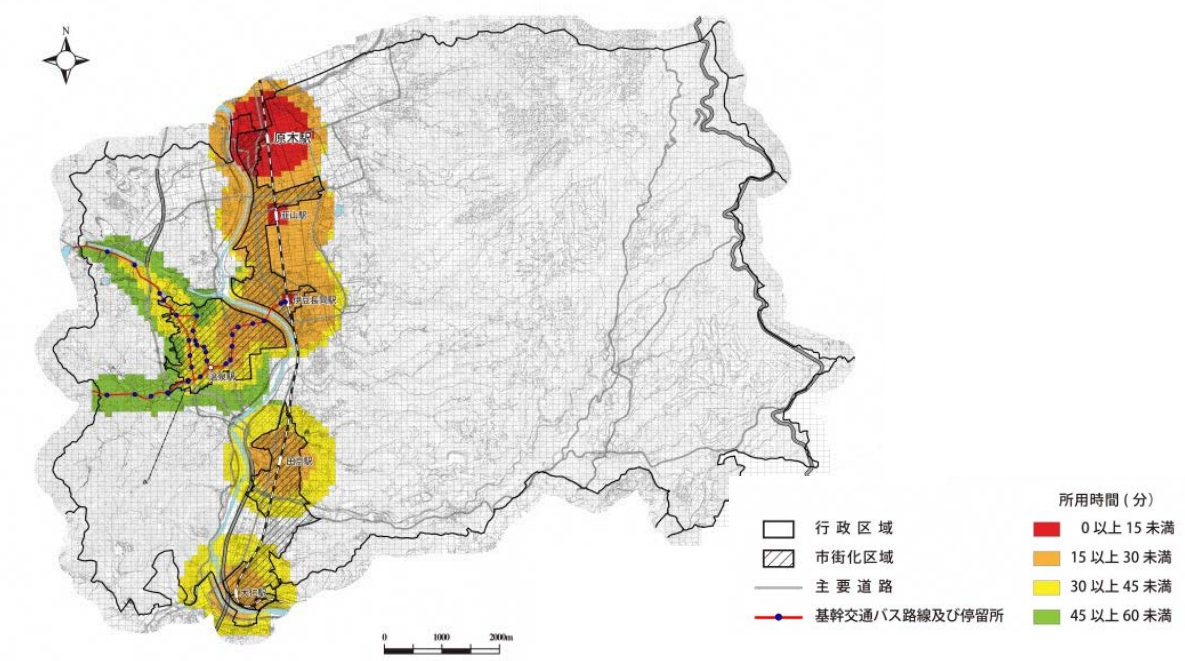

■　韮山駅からのアクセシビリティ

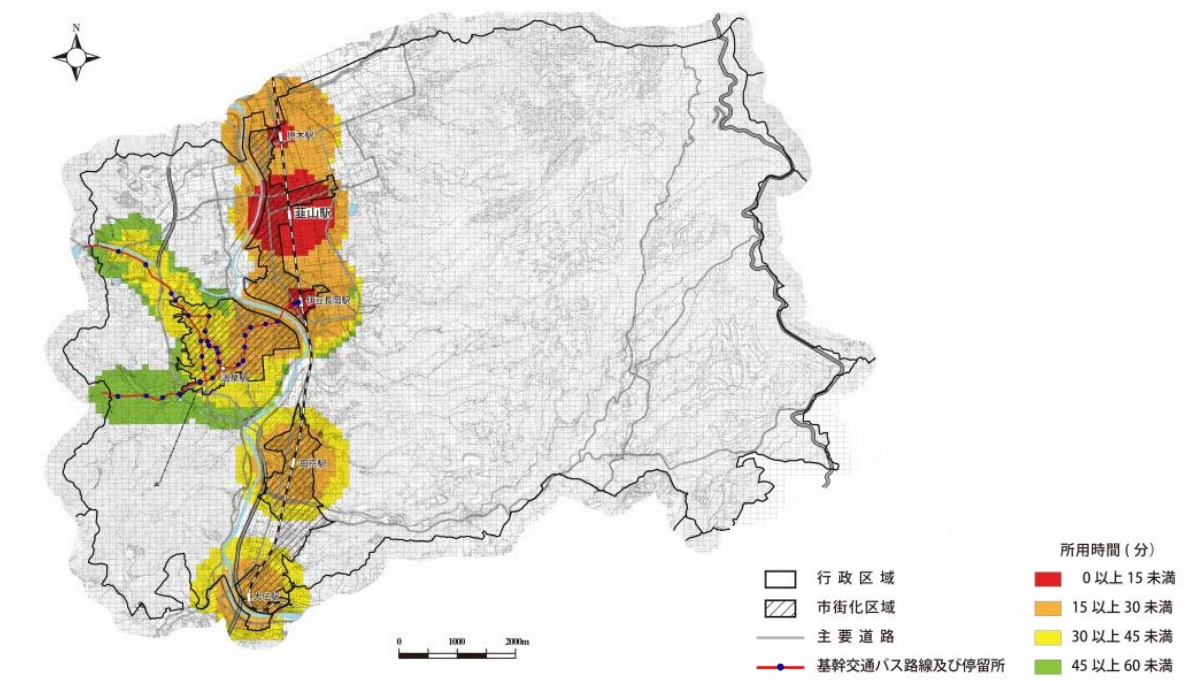

■　伊豆長岡駅からのアクセシビリティ

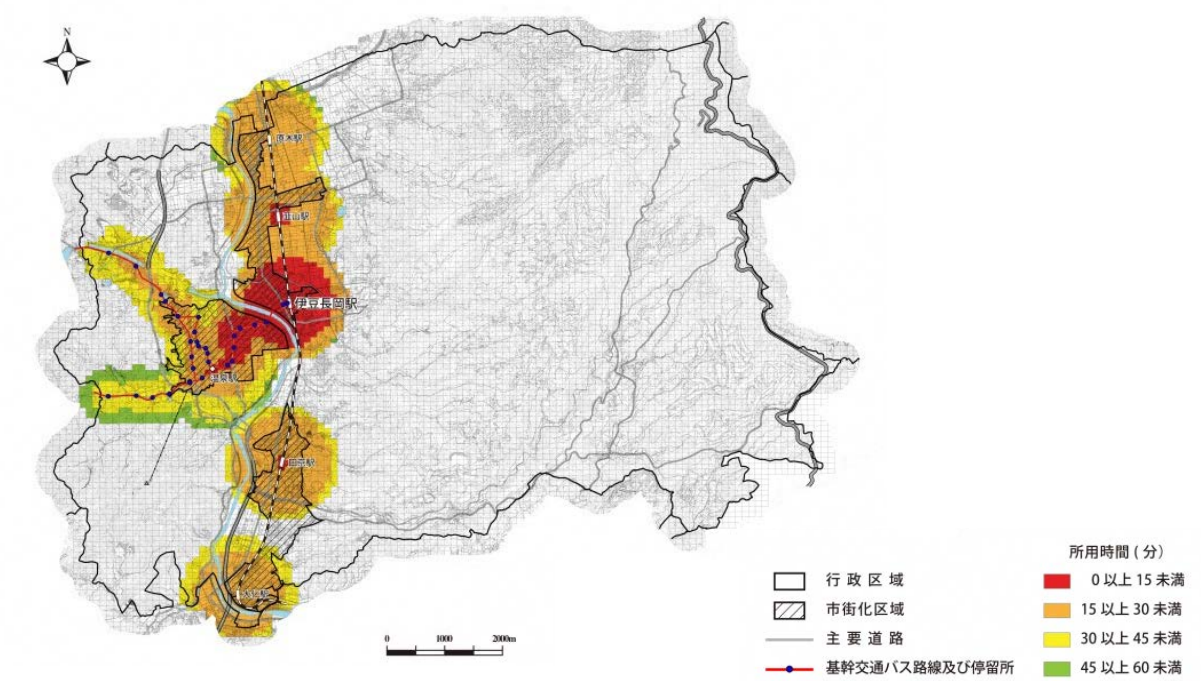

■　田京駅からのアクセシビリティ

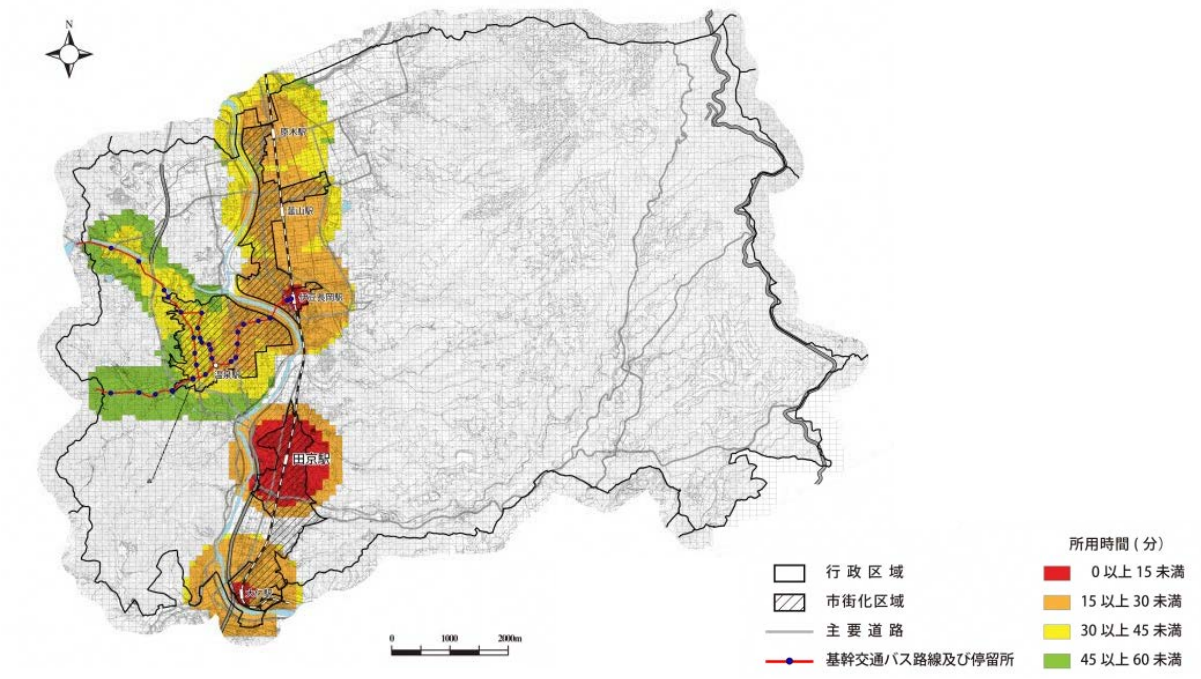

■　大仁駅からのアクセシビリティ

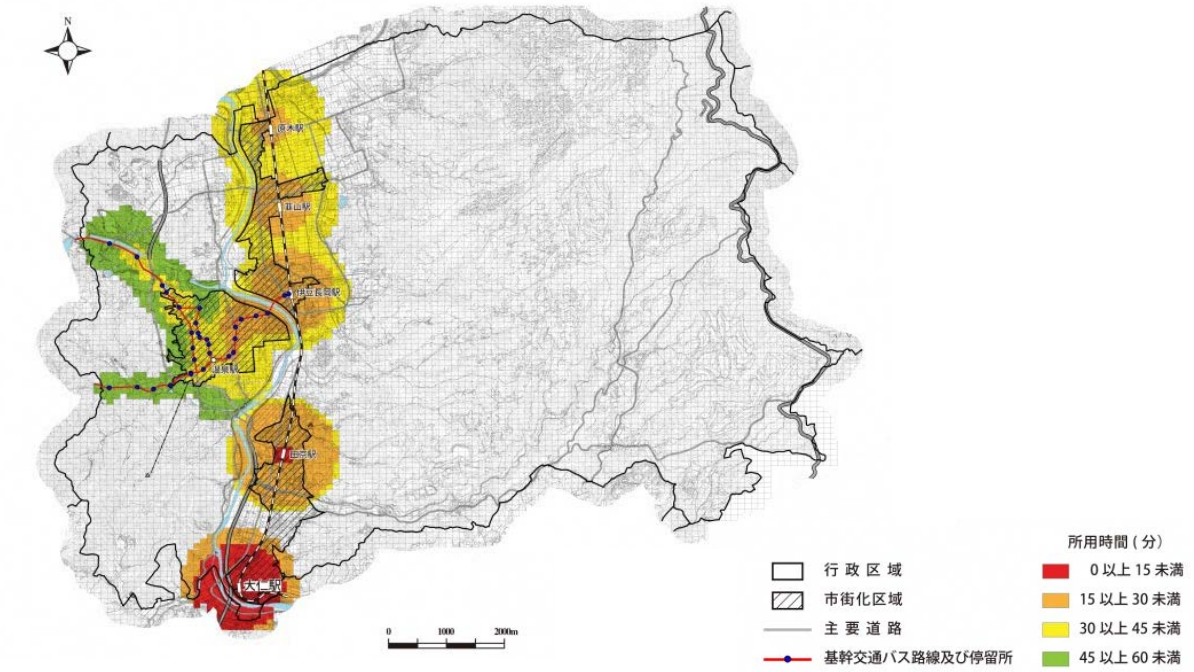

■　温泉駅からのアクセシビリティ

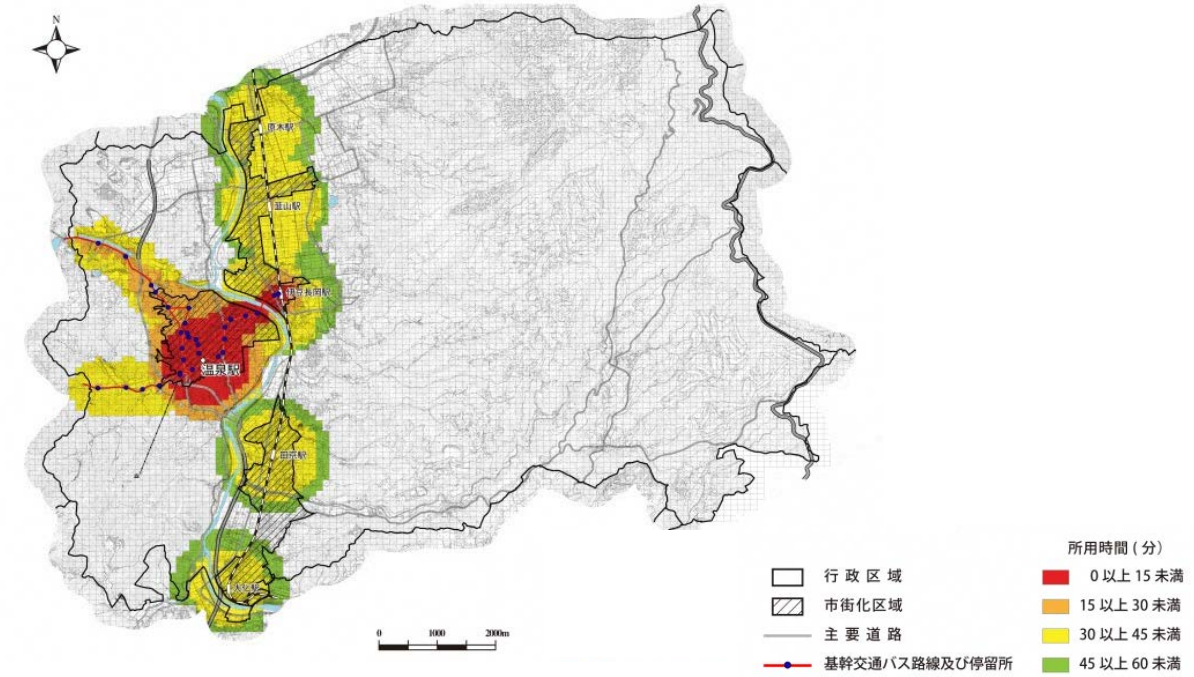

各駅から市内各地に 30 分未満で到達するアクセス圏域人口の割合（※１）が一番高いのは伊豆長岡駅であり、唯一 60%を超える値となっています。次いで、韮山駅と田京駅がほぼ同じ 50%程度となっています。

※１：アクセス圏域人口の割合：鉄道・バス・徒歩の移動時間と待ち時間を足した値が一定時間内に到達できる人数を市の人口で除した割合を指す。

■　アクセシビリティに関する評価表

駅名	30 分未満	45 分未満	60 分未満	アクセシビリティに関する評価
原木駅	43.7%（約 22,500 人）	63.7%	67.2%	△
韮山駅	51.3%（約 26,500 人）	65.4%	67.3%	○
伊豆長岡駅	60.1%（約 31,000 人）	67.2%	67.3%（約 34,800 人）	○
田京駅	50.9%（約 26,300 人）	65.1%	67.3%	○
大仁駅	38.3%（約 19,800 人）	62.4%	67.1%	△
温泉駅	19.3%（約 10,000 人）	56.5%	63.2%	△

○（30 分未満が人口の 50%以上）　△（45 分未満が人口の 50%以上）　×（45 分超が人口の 50%以上）とした

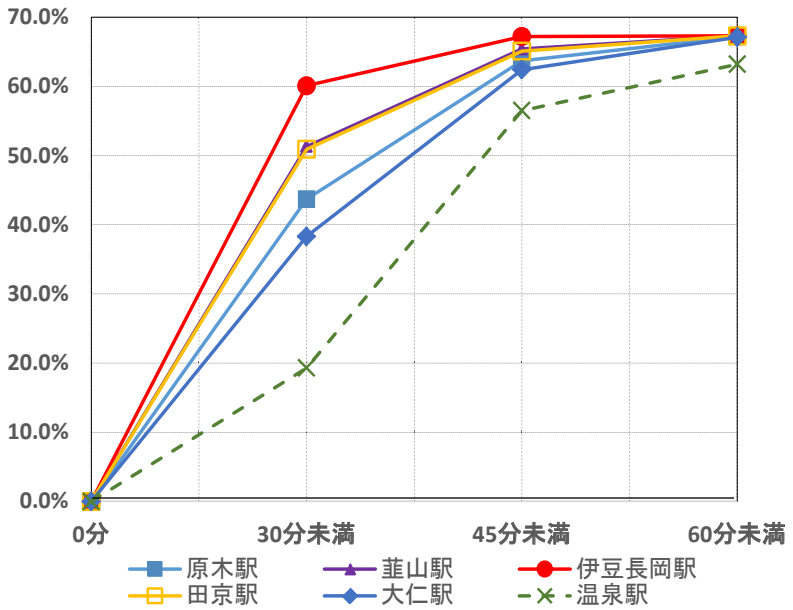

エ）一定の都市機能が立地する徒歩圏であり、明確な区域界であること

■ **都市機能の集積状況に関する評価表（基幹的公共交通駅から半径 500m（※１）以内、あるいは駅から半径 1,000m以内かつ基幹的公共交通バス停から 300m以内。市街化調整区域を含む）**

番号	区分	施設例	都市機能の有無					
			①原木駅周辺	②韮山駅周辺	③伊豆長岡駅周辺	④田京駅周辺	⑤大仁駅周辺	⑥温泉駅周辺
A	公共系機能	市役所	0	0	0	0	0	1
		支所	0	0	0	1	0	0
		窓口サービス	0	0	1	1	1	0
		警察署、派出所、駐在所	0	0	0	1	1	1
B	文化機能	市民交流施設（総合会館、区民ホール等）	0	1	2	1	0	0
		図書館	0	1	0	1	0	0
		公民館	2	1	3	2	1	2
C	商業機能（買物）	大規模商業施設	0	0	2	0	0	1
		スーパーマーケット等	1	1	3	6	1	1
		コンビニエンスストア	0	1	4	1	1	4
D	商業機能（金融）	銀行等（郵便局、信用金庫）	0	1	4	3	2	3
E	医療機能	病院（※２）	0	0	0	1	0	2
		一般診療所（※３）	1	2	3	0	3	0
F	保健･福祉機能	地域包括支援センター	0	0	0	1	0	0
		保健センター	1	2	3	2	1	9
		高齢者福祉施設						
		施設系介護施設（※４）						
		訪問・通所施設						
G	子育て機能	子育て総合支援センター、児童館	0	0	0	1	1	0
		放課後児童クラブ	0	2	1	1	0	3
H	教育機能	中学校、小学校	0	1	1	1	0	1
		幼･保･認定子ども園	1	1	3	0	1	1
計			6	14	30	24	13	29
I	公園機能	公園	0	1	2	3	1	2
J	交通機能	鉄道駅（基幹的公共交通路線）	1	1	1	1	1	0
		バス停（基幹的公共交通路線）	0	0	6	0	0	14
		公共系駐車場	1	0	1	0	1	0
都市機能の集積状況に関する評価			×	△	◎	○	△	◎

◎25 施設以上　○20～24 施設　△10～19 施設　×10 施設未満とした。

I、J は誘導施設とはならないため、計に含まない。

※１：半径 500m：内閣府が実施した「歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査」において、設問「普段の生活で歩いて行ける範囲」への回答で、70 歳以上の方の一番割合の高かった区分を指す。

※２：病院：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するもの。

※３：一般診療所：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの。
なお、「都市構造の評価に関するハンドブック」において、生活機能評価の対象となる病院（内科又は外科）及び診療所を対象に抽出した。

※４：施設系介護施設：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護保険特定施設、小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）を指す。

（２）都市機能誘導区域を設定する駅の選定

ア）イ）ウ）エ）の検討を踏まえ、都市機能誘導区域を設定する駅を選定します。

アクセシビリティが優位で都市機能として位置づけを持つ③伊豆長岡駅周辺、④田京駅周辺、アクセシビリティが優位でないものの、医療拠点である順天堂大学医学部附属静岡病院が立地する⑥温泉駅周辺を、都市機能誘導区域を設定する駅として選定します。

■　都市機能誘導区域に設定する駅の選定

駅　名	ア）上位・関連計画での位置づけがあること	イ）居住誘導区域内であること	ウ）アクセシビリティが優位であること	エ）一定の都市機能が立地する徒歩圏であること	評価
①原木駅周辺	△	△	△	×	アクセシビリティが優位でなく、都市機能の集積が進んでいない状況であること、市街化区域及び用途地域の指定状況が整わないことから、都市機能誘導区域を設定しない。
②韮山駅周辺	○	△	○	△	アクセシビリティは優位であるものの、居住誘導区域内での都市機能の集積が比較的進んでいない状況であること、市街化区域及び用途地域の指定状況が整わないことから、都市機能誘導区域を設定しない。一方で、上位・関連計画における位置づけがあることから、市独自に**「地域生活機能拠点」**※を設定する。
③伊豆長岡駅周辺	◎	○	○	◎	上位・関連計画における位置づけがあること、アクセシビリティは優位であること、居住誘導区域内で都市機能の集積がかなり進んでいる状況であることから、**「都市機能誘導区域」**を設定する。
④田京駅周辺	◎	○	○	○	上位・関連計画における位置づけがあること、アクセシビリティは優位であること、居住誘導区域内で都市機能の集積が進んでいる状況であることから、**「都市機能誘導区域」**を設定する。
⑤大仁駅周辺	△	△	△	△	アクセシビリティが優位でなく、工業系用途の集積が進む一方で、都市機能の集積が比較的進んでいない状況であることから、都市機能誘導区域を設定しない。
⑥温泉駅周辺	◎	△	△	◎	アクセシビリティは優位でないものの、上位・関連計画における位置づけがあること、居住誘導区域内で都市機能の集積がかなり進んでいる状況であることから、**「都市機能誘導区域」**を設定する。

※地域生活機能拠点：市独自に設定。（P126 参照）

なお、①原木駅周辺及び⑤大仁駅周辺についても、今後の土地利用の変化や都市機能の集積状況に応じて、位置づけの見直しの可能性があります。

（３）都市機能誘導区域の設定

（１）（２）の手順により導き出された都市機能誘導区域を、以下のとおり設定します。

本計画の改定（2025 年３月）に伴い、当初計画策定以後に新たに指定された土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域を除外するために変更された居住誘導区域に合わせて、当該区域を都市機能誘導区域から除外します。

a　伊豆長岡駅周辺区域（約 30ha）

- 交通軸である、基幹的公共交通路線（伊豆箱根鉄道駿豆線及び基幹的公共交通路線となるバス路線）の結節点である伊豆長岡駅周辺の利便性を活かし、多様な都市機能を集積し、拠点の形成を図る区域

b　田京駅周辺区域（約 24ha）

- 交通軸である、基幹的公共交通路線（伊豆箱根鉄道駿豆線）の田京駅周辺の利便性と、既存の公共施設、医療機能、子育て支援施設などの集積を再編し、拠点の形成を図る区域

c　温泉駅周辺（順天堂大学医学部附属静岡病院周辺及び温泉駅、市役所周辺）区域（約 40ha）

- 順天堂大学医学部附属静岡病院を中心に医療拠点機能の拡大を図る区域
- 温泉駅、市役所周辺の公共系施設、福祉系施設の集積を生かし、拠点形成を図る区域

都市機能誘導区域位置

c 温泉駅周辺（順天堂大学医学部附属静岡病院周辺及び温泉駅、市役所周辺）区域 （約 40ha）

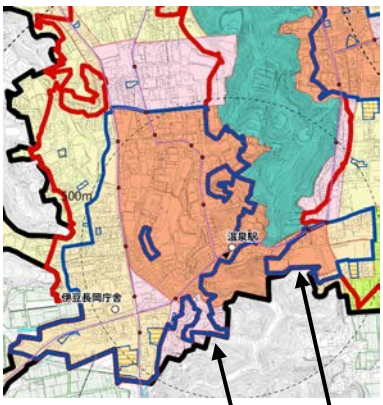

a 伊豆長岡駅周辺区域
（約 30ha）

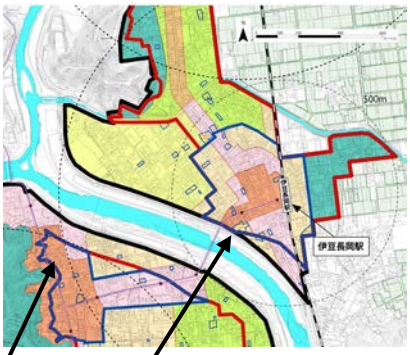

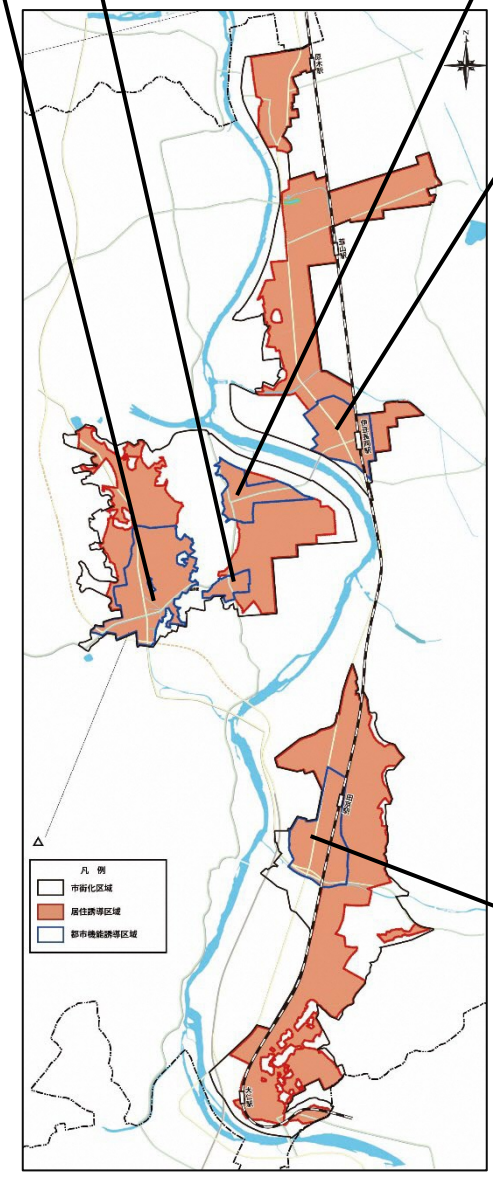

b 田京駅周辺区域（約 24ha）

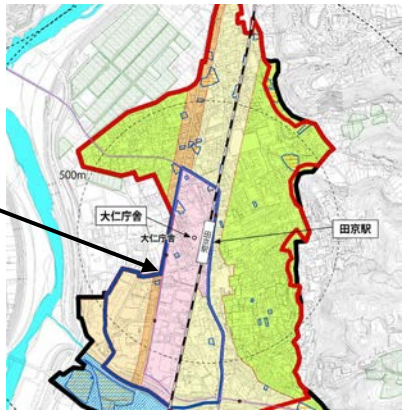

■ 都市機能誘導区域図（基幹的公共交通路線の駅から半径 500m（※１）以内、あるいは基幹的公共交通路線の駅から半径 1,000m以内かつ基幹的公共交通路線のバス停から半径 300m以内）

a 伊豆長岡駅周辺区域（約 30ha）

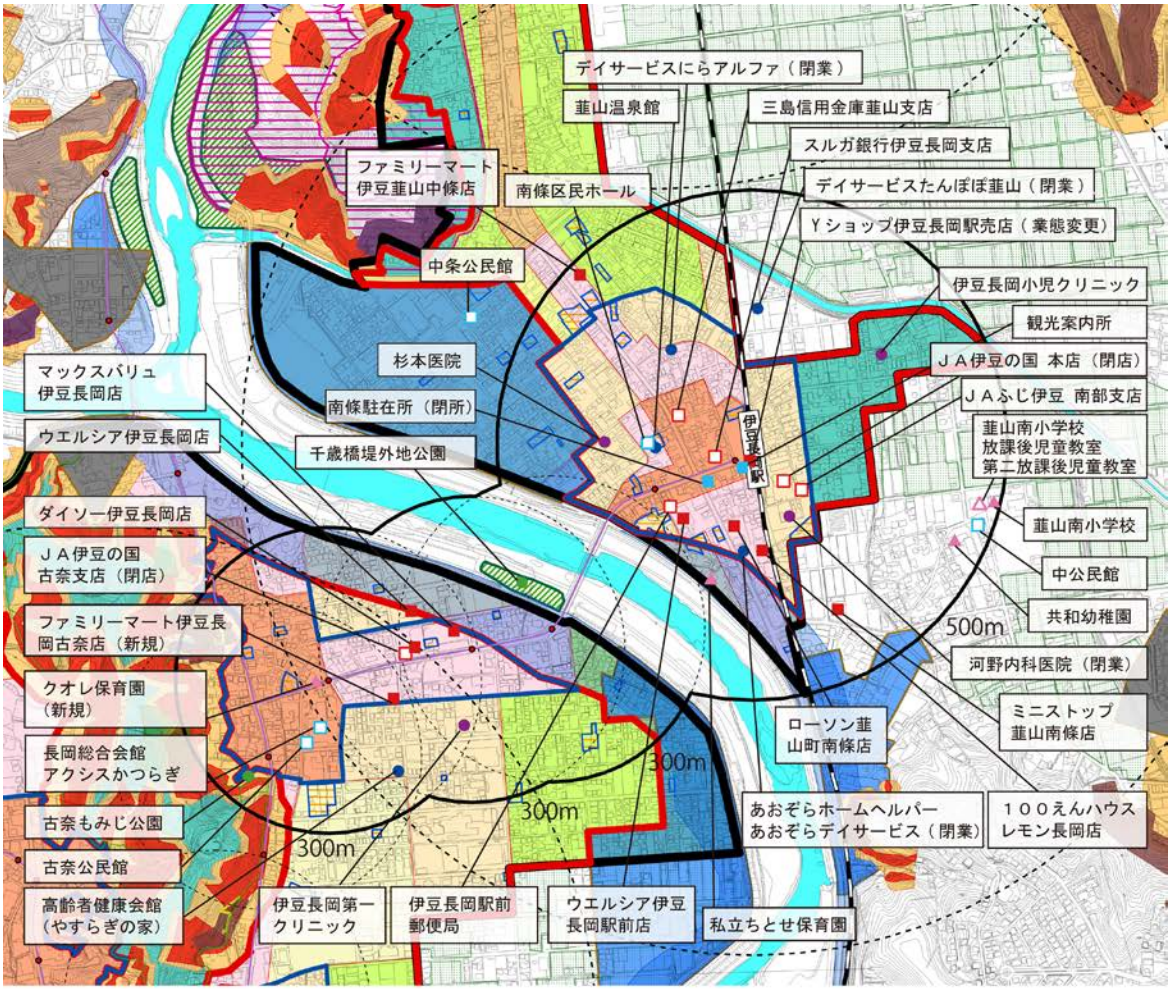

■ 都市機能誘導区域図（基幹的公共交通路線の駅から半径 500m（※１）以内、あるいは基幹的公共交通路線の駅から半径 1,000m以内かつ基幹的公共交通路線のバス停から半径 300m以内）

b 田京駅周辺区域（約 24ha）

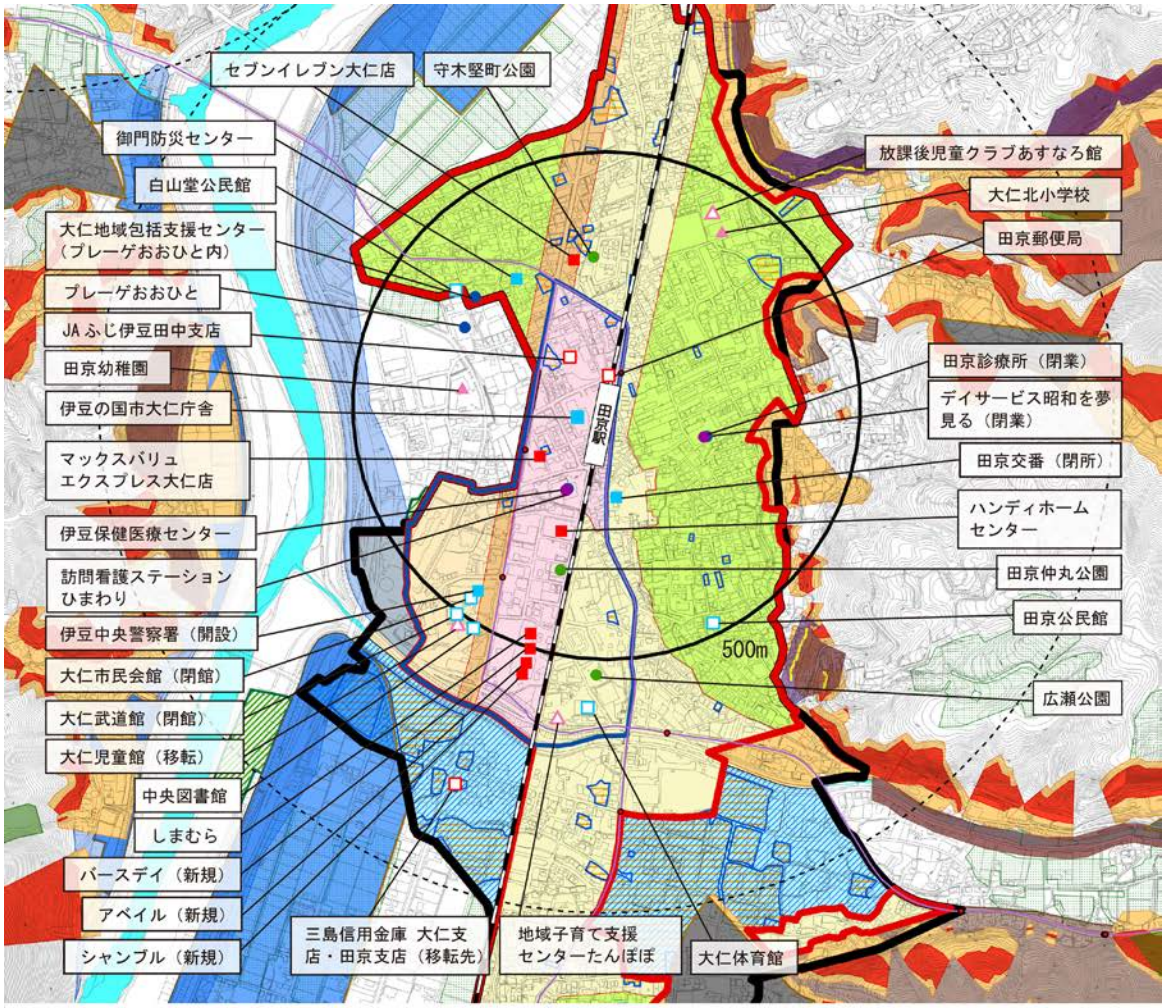

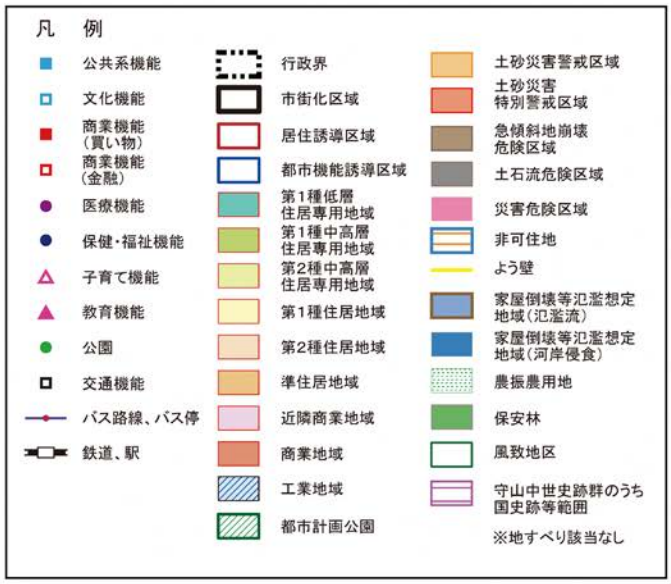

■ **都市機能誘導区域図（基幹的公共交通路線の駅から半径 500m（※１）以内、あるいは基幹的公共交通路線の駅から半径 1,000m以内かつ基幹的公共交通路線のバス停から半径 300m以内）**

c 温泉駅周辺（順天堂大学医学部附属静岡病院周辺及び温泉駅、市役所周辺）区域（約 40ha）

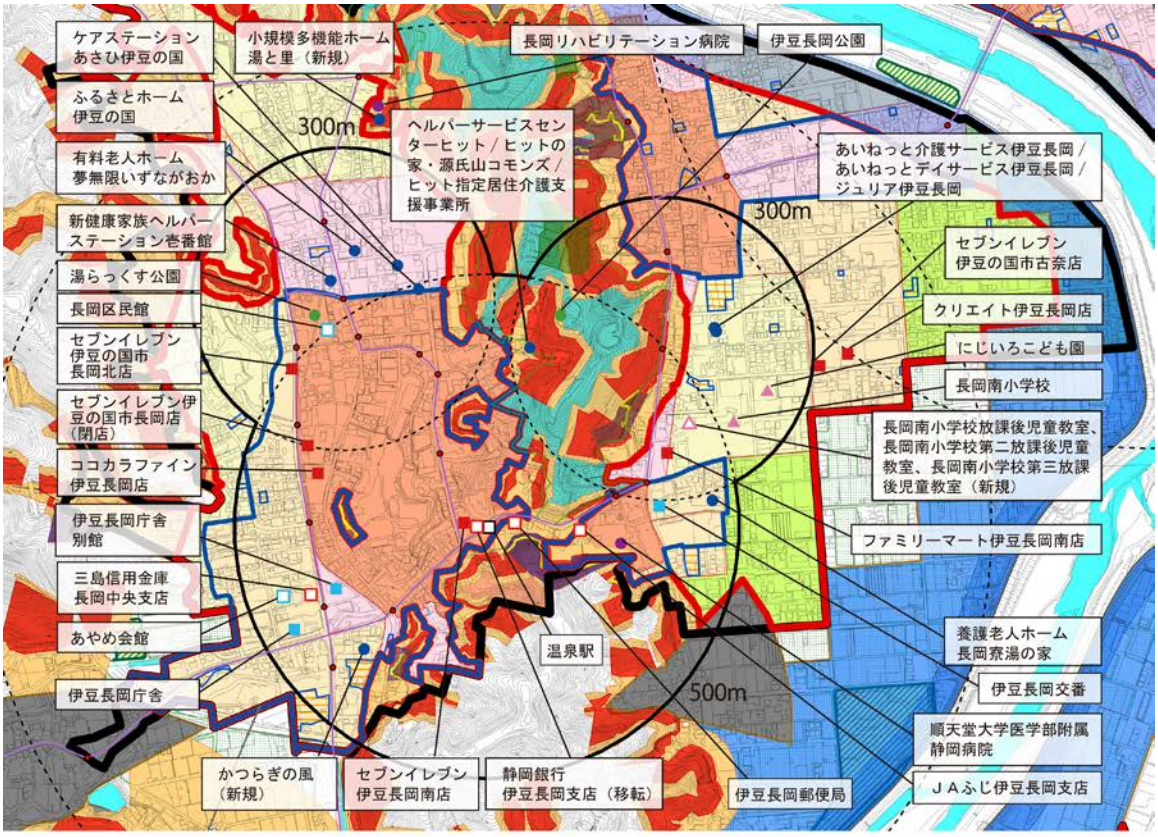

※１：半径 500m：内閣府が実施した「歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査」において、設問「普段の生活で歩いて行ける範囲」への回答で、70 歳以上の方の一番割合の高かった区分を指す。

３．誘導施設の設定

（１）基本方針

③伊豆長岡駅周辺、④田京駅周辺、⑥温泉駅周辺に都市機能を誘導する都市機能誘導区域の設定をします。この３つの拠点に、都市の課題を改善するとともに、魅力を向上させるため、都市機能誘導区域に誘導する都市機能（誘導施設）の設定を行うとともに、誘導する施設の目標値を設定します。

（２）都市機能誘導区域内の施設立地状況

都市機能誘導区域周辺（市街化区域のみ）への都市機能の充足状況（基幹的公共交通路線の駅から半径 500m以内、あるいは基幹的公共交通路線の駅から半径 1,000m以内かつ基幹的公共交通路線のバス停から半径 300m以内に立地する施設）は次のとおりです。

■　a　伊豆長岡駅周辺区域の都市機能の立地（(基幹的公共交通路線の駅から半径 500m（※１）以内、あるいは基幹的公共交通路線の駅から半径 1,000m以内かつ基幹的公共交通路線のバス停から半径 300m以内）市街化区域のみ）

番号	区分	施設例	都市機能の有無（数）	施設名
A	公共系機能	市役所	0	－
		支所	0	－
		窓口サービス　等	1	観光案内所
		警察署、派出所、駐在所	0	南條駐在所（閉所）
B	文化機能	市民交流施設 （総合会館、区民ホール等）	2	長岡総合会館アクシスかつらぎ、南條区民ホール
		図書館	0	－
		公民館	1	古奈公民館
C	商業機能 （買物）	大規模商業施設（1,000 ㎡以上）	2	マックスバリュ伊豆長岡店、ウエルシア伊豆長岡駅前店(名称変更)
		スーパーマーケット等	3	ウエルシア伊豆長岡店、 ダイソー伊豆長岡店（名称変更）、100えんハウスレモン長岡店
		コンビニエンスストア	3	Ｙショップ伊豆長岡駅売店（業態変更）、ローソン韮山町南條店、ファミリーマート伊豆長岡古奈店（新規）、ファミリーマート伊豆韮山中條店
D	商業機能 （金融）	銀行等（郵便局、信用金庫）	4	スルガ銀行伊豆長岡支店、三島信用金庫韮山支店、伊豆長岡駅前郵便局、JA 伊豆の国本店（閉店）、 JA ふじ伊豆南部支店（名称変更）、 JA 伊豆の国古奈支店（閉店）
E	医療機能	病院（※２）	0	－
		一般診療所（※３）	3	伊豆長岡小児クリニック、河野内科医院（閉業）、杉本医院、伊豆長岡第一クリニック
F	保健・福祉機能	地域包括支援センター	0	－
		保健センター	2	韮山温泉館、 高齢者健康会館（やすらぎの家）、 デイサービスにらアルファ(閉業)、 あおぞらホームヘルパー/あおぞらデイサービス（閉業）
		高齢者福祉施設		
		施設系介護施設（※４）		
		訪問・通所施設		
G	子育て機能	子育て総合支援センター、児童館	0	－
		放課後児童クラブ	0	－
H	教育機能	小・中学校等	0	－
		幼・保・認定子ども園	1	クオレ保育園（新規）
計			22	
I	公園機能	公園	2	千歳橋堤外地公園、 古奈もみじ公園（完成）
J	交通機能	鉄道駅（基幹的公共交通路線）	1	伊豆長岡駅
		バス停（基幹的公共交通路線）	6	
		公共系駐車場	1	駅前駐車場 （伊豆箱根鉄道）

※ただし、ハザード内に立地する都市機能は除く

a 伊豆長岡駅周辺区域（約 30ha）

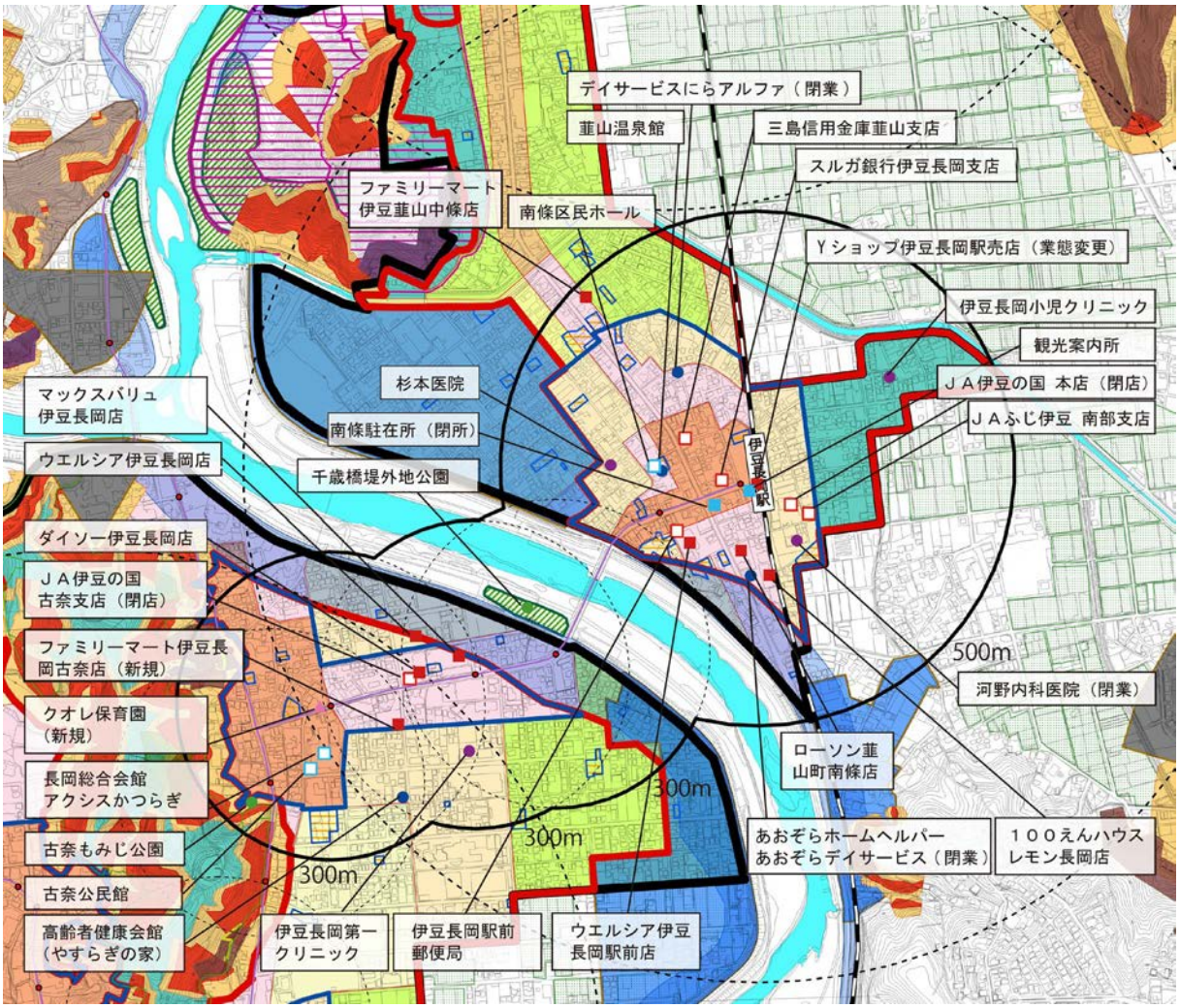

区　分	内　容
用途地域	・第２種住居地域 ・近隣商業地域 ・商業地域

■　b　田京駅周辺区域の都市機能の立地（(基幹的公共交通路線の駅から半径 500m（※１）以内、あるいは基幹的公共交通路線の駅から半径 1,000m以内かつ基幹的公共交通路線のバス停から半径 300m以内）市街化区域のみ）

番号	区分	施設例	都市機能の有無（数）	施設名
A	公共系機能	市役所	0	―
		支所	1	伊豆の国市大仁庁舎
		窓口サービス　等	1	御門防災センター
		警察署、派出所、駐在所	1	田京交番（閉所） 静岡県　伊豆中央警察署（開設）
B	文化機能	市民交流施設 （総合会館、区民ホール等）	1	大仁体育館 大仁武道館（閉館） 大仁市民会館（閉館）
		図書館	1	中央図書館
		公民館	2	田京公民館、 白山堂公民館
C	商業機能 （買物）	大規模商業施設（1,000 ㎡以上）	0	―
		スーパーマーケット等	6	マックスバリュエクスプレス大仁店、 ハンディホームセンター、 しまむら、 アベイル（新規）、 バースデイ（新規）、 シャンブル（新規）
		コンビニエンスストア	1	セブンイレブン大仁店
D	商業機能 （金融）	銀行等（郵便局、信用金庫）	3	田京郵便局、 JA ふじ伊豆　田中支店（名称変更）、 三島信用金庫　大仁支店・田京支店
E	医療機能	病院（※２）	1	伊豆保健医療センター
		一般診療所（※３）	0	田京診療所（閉業）
F	保健・福祉機能	地域包括支援センター	1	大仁地域包括支援センター
		保健センター	2	訪問看護ステーションひまわり、 デイサービス昭和を夢見る（閉業）、 プレーゲおおひと
		高齢者福祉施設		
		施設系介護施設（※４）		
		訪問・通所施設		
G	子育て機能	子育て総合支援センター、児童館	1	大仁児童館（移転） 地域子育て支援センターたんぽぽ伊豆の国市
		放課後児童クラブ	1	放課後児童クラブあすなろ館
H	教育機能	小・中学校等	1	大仁北小学校
		幼・保・認定子ども園	0	―
計			24	
I	公園機能	公園	3	広瀬公園、 田京仲丸公園、 守木竪町公園
J	交通機能	鉄道駅（基幹的公共交通路線）	1	田京駅
		バス停（基幹的公共交通路線）	0	―
		公共系駐車場	0	―

b　田京駅周辺区域（約 24ha）

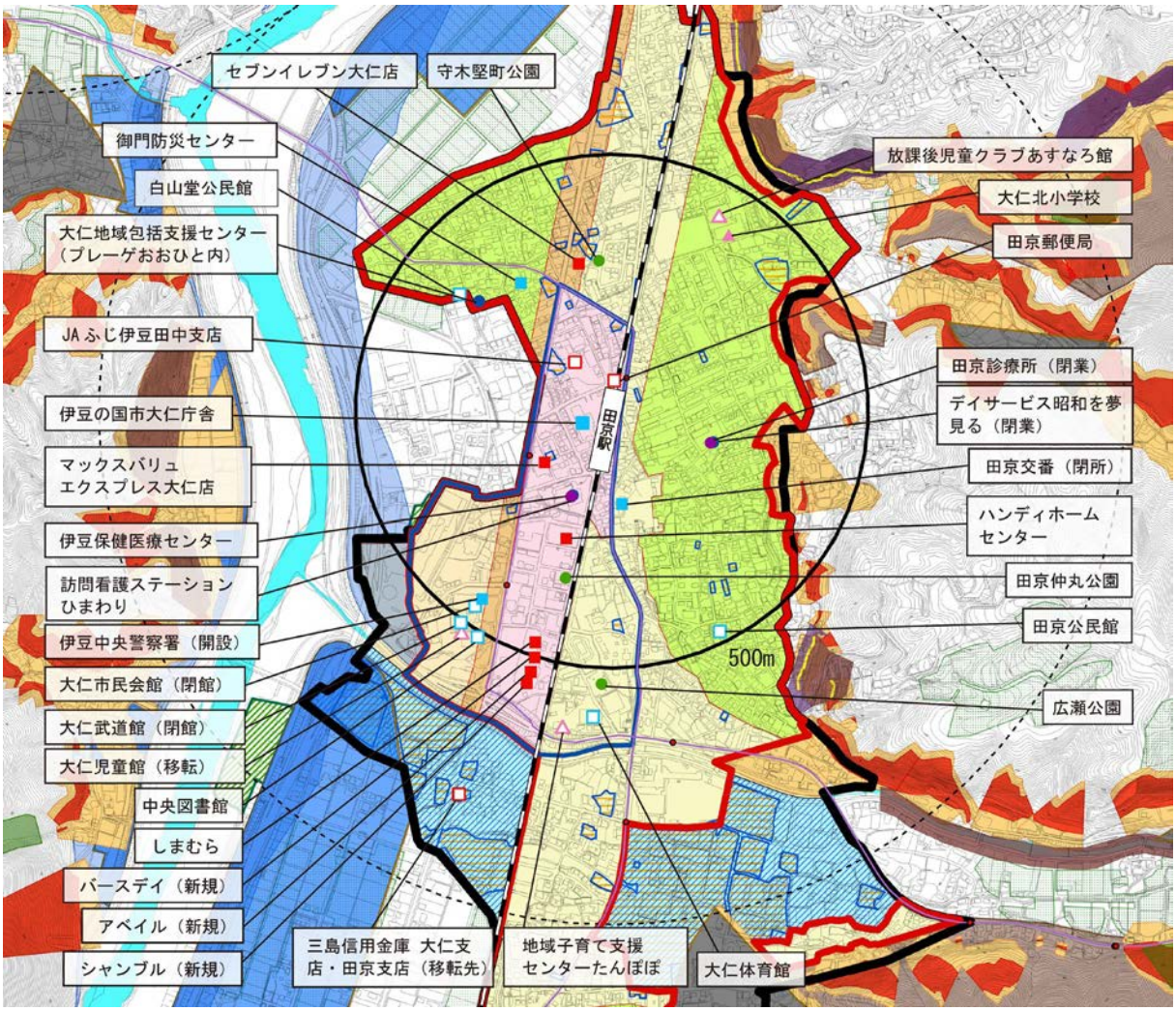

区　分	内　容
用途地域	・第１種住居地域 ・第２種住居地域 ・準住居地域 ・近隣商業地域

■　ｃ　温泉駅周辺（順天堂大学医学部附属静岡病院周辺及び温泉駅、市役所周辺）区域の都市機能の立地（（基幹的公共交通路線の駅から半径 500m（※１）以内、あるいは基幹的公共交通路線の駅から半径 1,000m以内かつ基幹的公共交通路線のバス停から半径 300m以内）市街化区域のみ）

番号	区分	施設例	都市機能の有無（数）	施設名
A	公共系機能	市役所	1	伊豆長岡庁舎
		支所	0	－
		窓口サービス　等	0	－
		警察署、派出所、駐在所	1	伊豆長岡交番
B	文化機能	市民交流施設（総合会館、区民ホール等）	0	－
		図書館	0	－
		公民館	2	長岡中央公民館（あやめ会館）、長岡区民館
C	商業機能（買物）	大規模商業施設（1,000 ㎡以上）	1	クリエイト伊豆長岡店
		スーパーマーケット等	1	ココカラファイン伊豆長岡店
		コンビニエンスストア	4	ファミリーマート伊豆長岡南店（名称変更）、セブンイレブン伊豆長岡南店、セブンイレブン伊豆の国市長岡北店、セブンイレブン伊豆の国市長岡店（閉店）、セブンイレブン伊豆の国市古奈店
D	商業機能（金融）	銀行等（郵便局、信用金庫）	3	静岡銀行伊豆長岡支店（移転）、三島信用金庫長岡中央支店、JA ふじ伊豆長岡支店（名称変更）、伊豆長岡郵便局
E	医療機能	病院（※２）	2	順天堂大学医学部附属静岡病院、長岡リハビリテーション病院
		一般診療所（※３）	0	－
F	保健・福祉機能	地域包括支援センター	0	－
		保健センター	8	養護老人ホーム長岡寮湯の家、有料老人ホーム夢無限いずながおか、ふるさとホーム伊豆の国、新健康家族壱番館/新健康家族ヘルパーステーション壱番館、あいねっと介護サービス伊豆長岡/あいねっとデイサービス伊豆長岡/ジュリア伊豆長岡、ケアステーションあさひ伊豆の国、かつらぎの風（新規）、小規模多機能ホーム湯と里（新規）、等
		高齢者福祉施設		
		施設系介護施設（※４）		
		訪問・通所施設		

※ただし、ハザード内に立地する都市機能は除く

番号	区分	施設例	都市機能の有無（数）	施設名
G	子育て機能	子育て総合支援センター、児童館	0	－
		放課後児童クラブ	3	長岡南小学校放課後児童教室、長岡南小学校第二放課後児童教室、長岡南小学校第三放課後児童教室（新規）
H	教育機能	小・中学校等	1	長岡南小学校
		幼・保・認定子ども園	1	にじいろこども園（名称変更）
計			28	
I	公園機能	公園	1	湯らっくす公園
J	交通機能	鉄道駅（基幹的公共交通路線）	0	－
		バス停（基幹的公共交通路線）	14	温泉駅他
		公共系駐車場	0	－

※１：半径 500m：内閣府が実施した「歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査」において、設問「普段の生活で歩いて行ける範囲」への回答で、70 歳以上の方の一番割合の高かった区分を指す。

※２：病院：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するもの。

※３：一般診療所：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの。
なお、「都市構造の評価に関するハンドブック」において、生活機能評価の対象となる病院（内科又は外科）及び診療所を対象に抽出した。

※４：施設系介護施設：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護保険特定施設、小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）を指す。

c　温泉駅周辺（順天堂大学医学部附属静岡病院周辺及び温泉駅、市役所周辺）区域（約 40ha）

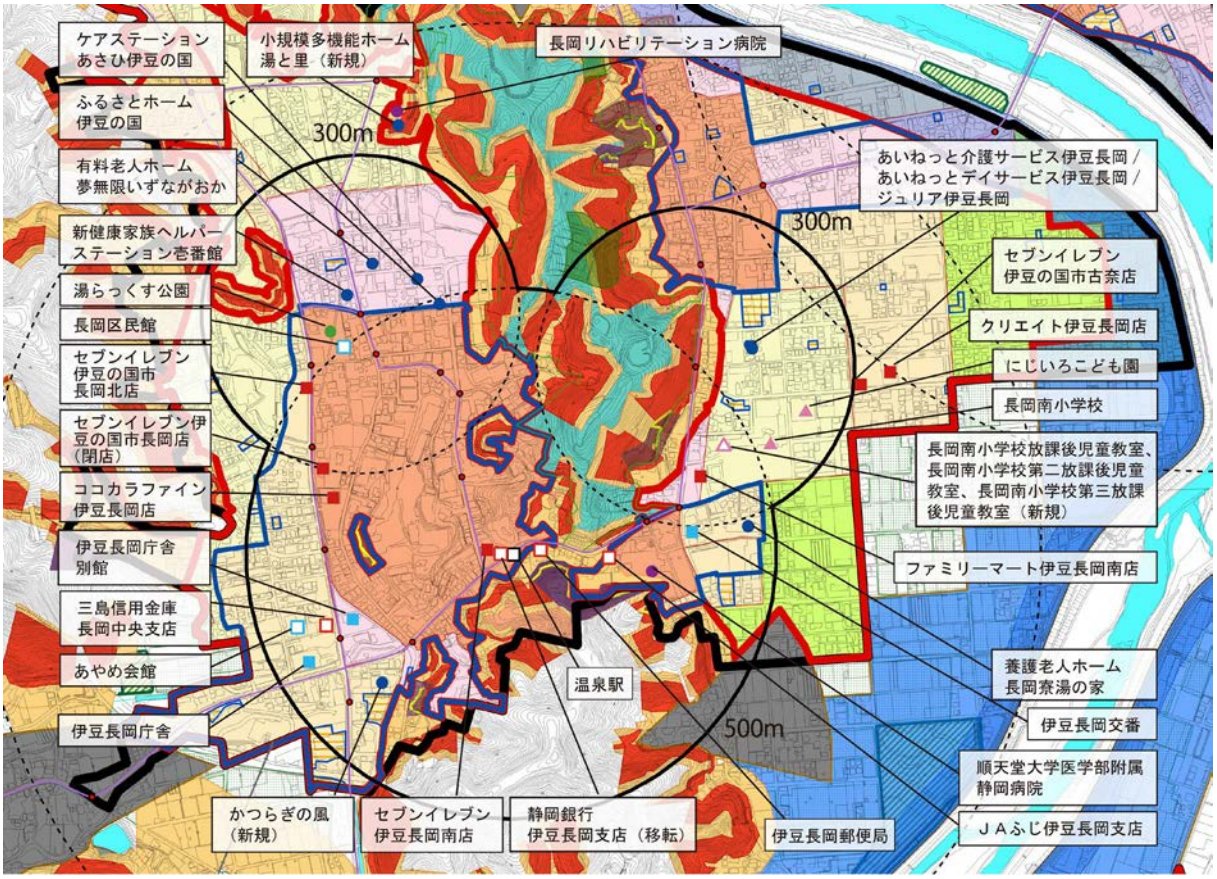

区　分	内　容
用途地域	・第２種住居地域 ・近隣商業地域 ・商業地域

（３）誘導施設の検討（世論調査から見た、日常生活に最低限必要な施設）

内閣府が実施した平成 27 年度世論調査（2015 年 8 月調査）では、小都市（人口 10 万人未満の市）の市民が居住地に求める条件は、以下のとおりです。

「日常生活を営む上で、バス等で 30 分以内の範囲に最低限必要な施設」のうち、誘導施設とならないガソリンスタンドを除いた上位４つ（※）を、都市機能誘導区域内に必要な機能と設定します。

※上位４つ：おおむね 30%程度の割合以上の施設。百貨店・デパート等は市内に競合店舗（アピタ）があり、２つは成立しないと判断し、都市機能誘導区域に必要な機能には含まない。

■　日常生活を営む上で、バス等で３０分以内の範囲に最低限必要な施設

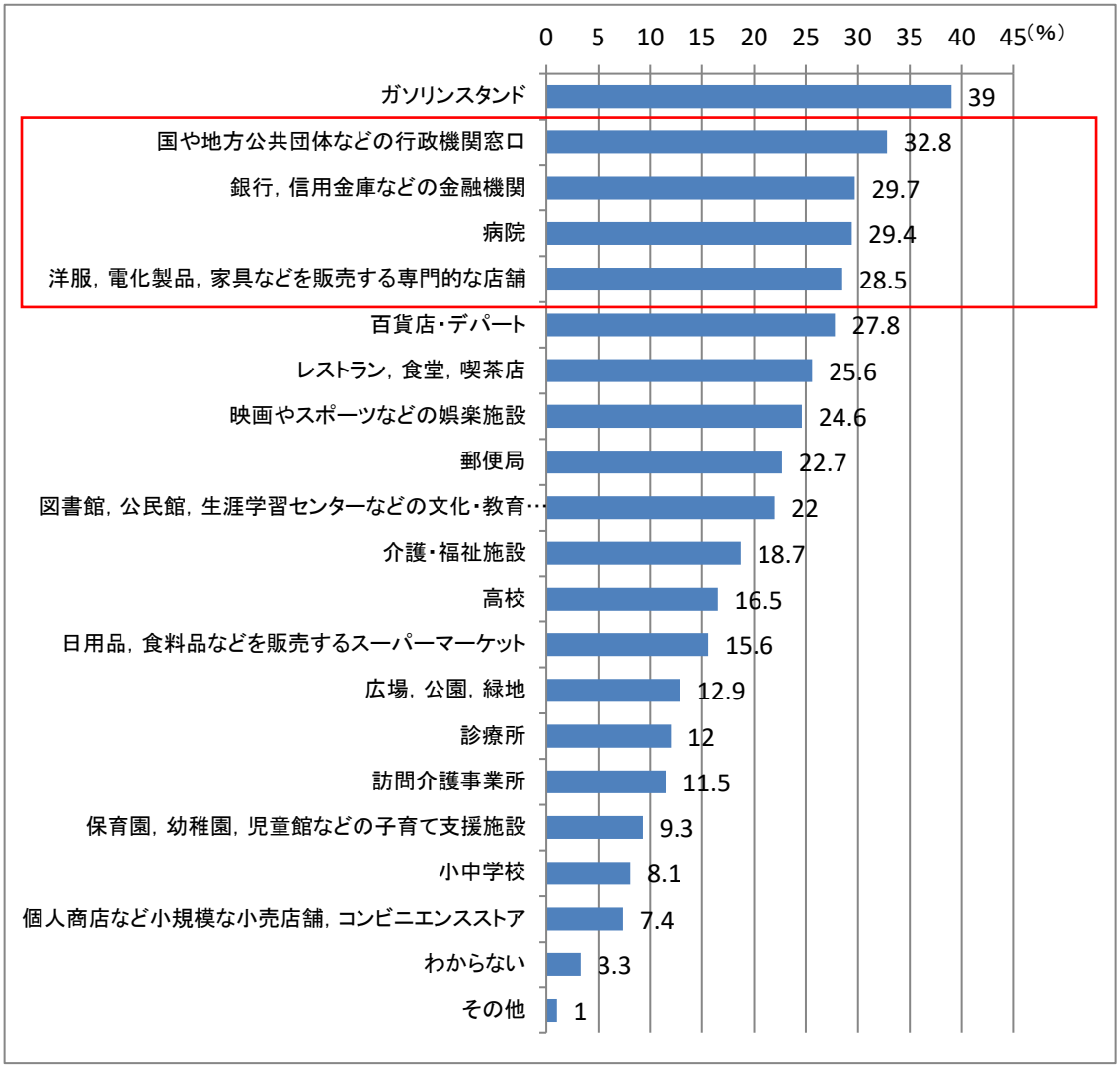

資料：世論調査報告書　国土形成計画の推進に関する世論調査　2015 年 8 月調査（内閣府）

http://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-kokudo/index.html

また、「日常生活を営む上で、徒歩・自転車で行ける範囲に最低限必要な施設」のうち上位８つ（※）を、を居住誘導区域に必要な機能と設定します。

※上位８つ：おおむね 30%程度の割合以上の施設。ただし、広場、公園、緑地は都市機能の誘導を支える基盤施設であり誘導施設には含まれないため、除外する。

■　日常生活を営む上で、徒歩・自転車で行ける範囲に最低限必要な施設

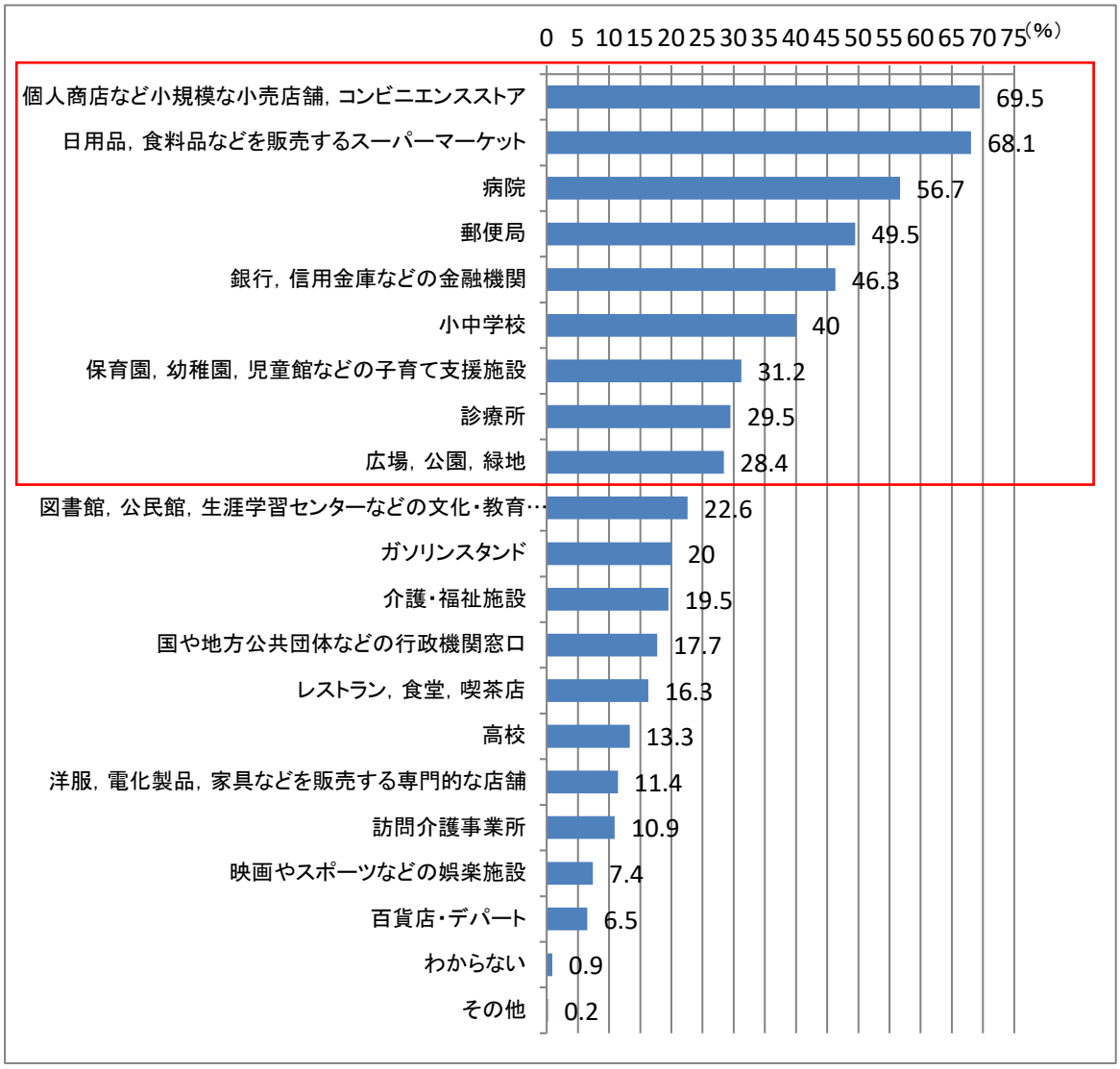

資料：世論調査報告書　国土形成計画の推進に関する世論調査　2015 年 8 月調査（内閣府）

http://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-kokudo/index.html

（４）誘導施設の区分

（３）を踏まえ、都市機能誘導区域に必要な機能と都市機能誘導区域外の居住誘導区域に必要な機能を都市機能区分ごとに整理します。

ア　都市機能誘導区域に必要な機能（日常生活を営む上で、バス等で 30 分以内の範囲に最低限必要な施設）（Ｐ86 に対応）

イ　都市機能誘導区域を改善・向上させる機能（世論調査では上位となっていない機能）

ウ　居住誘導区域に必要な機能（日常生活を営む上で、徒歩・自転車で行ける範囲に最低限必要な施設）（Ｐ87 に対応）

■　都市機能の区分別の誘導施設区分

<table>
<tr><th>記号</th><th>都市機能</th><th>施設例</th><th colspan="2">根拠法、条例等</th><th>誘導施設の区分</th></tr>
<tr><td rowspan="4">A</td><td rowspan="4">公共系機能</td><td>市役所</td><td rowspan="2">地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</td><td rowspan="2">第4条　地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</td><td rowspan="3">ア</td></tr>
<tr><td>支所</td></tr>
<tr><td>窓口サービス</td><td>伊豆の国市役所の位置を定める条例</td><td>地方自治法第4条第1項の規定に基づく伊豆の国市役所の位置は、伊豆の国市長岡 340 番地の1とする。</td></tr>
<tr><td>警察署、派出所、駐在所</td><td>警察法（昭和 29 年法律第 162 号）</td><td>第 53 条
都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。
5　警察署の下部機構として、交番その他の派出所又は駐在所を置くことができる。</td><td>イ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">B</td><td rowspan="4">文化機能</td><td>市民交流施設（総合会館、区民ホール等）</td><td>伊豆の国市韮山文化センターの設置、管理及び使用料に関する条例</td><td>第2条
文化の発展に資するため、伊豆の国市韮山文化センター（以下「センター」という。）を伊豆の国市四日町 772 番地に設置する。</td><td>イ</td></tr>
<tr><td>図書館</td><td>図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）</td><td>第2条
この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーシヨン等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。</td><td>イ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公民館、コミュニティ施設</td><td>社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）</td><td>第 24 条
市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。</td><td rowspan="2">イ</td></tr>
<tr><td>伊豆の国市公民館条例</td><td>第2条　伊豆の国市に、公民館を設置する。
2　公民館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>伊豆の国市長岡中央公民館</td><td>伊豆の国市長岡 346 番地の1</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>C</td><td>商業機能（買物）</td><td>大規模商業施設（売場面積 1,000 ㎡以上）</td><td>大規模小売店舗立地法施行令（平成 10 年政令第 327 号）
（大規模小売店舗立地法の届出対象施設）</td><td>第2条
法第3条第1項の政令で定める面積は、1,000 平方メートルとする。</td><td>ア</td></tr>
</table>

		スーパーマーケット等	商業統計調査 別表「業態分類表」 （専門スーパー）	上記及び下記以外の小売業店舗。 250 ㎡以上。	ウ
		コンビニエンスストア	商業統計調査 別表「業態分類表」	30 ㎡以上 250 ㎡未満。 （飲食料品を扱っていること）	ウ
D	商業機能（金融）	銀行等（郵便局、信用金庫）	銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）	第 2 条 この法律において「銀行」とは、第4条第1項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。	ア・ウ
			日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）	第2条 4　この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。	
			信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）	第1条 この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。 第2条 信用金庫及び信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）は、法人とする。	
E	医療機能	病院（※２）	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	第1条の５ この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20 人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。	ア
		一般診療所（※３）	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	第1条の５ 2　この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。	ウ
F	保健・福祉機能	地域包括支援センター	介護保険法（平成9年法律第 123 号）	第 115 条の 46 地域包括支援センターは、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第 115 条の 45 第2項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。	イ
		保健センター	伊豆の国市保健センターの設置及び管理に関する条例	第1条 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 18 条第1項の規定に基づき、伊豆の国市保健センター（以下「保健センター」という。）を伊豆の国市四日町 302 番地の1に設置する。 一部改正〔平成 26 年条例 20 号〕	イ
		高齢者福祉施設	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）	第5条の３ この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。	イ

		施設系介護施設 （※４）	老人福祉法（昭和38年法律第133号）	第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。 1　65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。	イ
			介護保険法（平成9年法律第123号）	第8条 28　この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。	
			医療法（昭和23年法律第205号）	第1条の6 この法律において、「介護老人保健施設」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護老人保健施設をいう。 2　この法律において、「介護医療院」とは、介護保険法の規定による介護医療院をいう。	
			介護保険法（平成9年法律第123号） 附則 （介護保険法の一部改正に伴う経過措置）	第10条 この法律の施行の際現に旧介護保険法第41条第1項本文若しくは介護保険法第46条第1項若しくは第48条第1項第1号若しくは第3号の指定又は同法第94条第1項の許可を受けている指定居宅サービス事業者（次項の規定により新介護保険法第42条の2第1項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。）、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設の開設者（第3項の規定により新介護保険法第42条の2第1項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者又は介護老人保健施設の開設者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）は、施行日に、新介護保険法第41条第1項本文若しくは介護保険法第46条第1項若しくは第48条第1項第1号若しくは第3号の指定又は同法第94条第1項の許可を受けたものとみなす。ただし、当該指定居宅サービス事業者等が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。	
			介護保険法（平成9年法律第123号）	第8条 19　この法律において「小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。 20　この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であって認知症で	

				あるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 22　この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第 20 条の5に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が 29 人以下であるものに限る。以下この項において同じ。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者（厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項及び第 27 項において同じ。）に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。以下この項において同じ。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。	
			老人福祉法（昭和38 年法律第 133 号）	第5条の2 7　この法律において、「複合型サービス福祉事業」とは、第 10 条の4第1項第6号の措置に係る者又は介護保険法の規定による複合型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護（以下「訪問介護等」という。）を含むものに限る。）に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、同法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。	
		訪問・通所施設	介護保険法（平成9年法律第 123 号）	第8条 1　この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。	イ
G	子育て機能	子育て総合支援センター	厚生省児童家庭局長、児発第 283 号	地域子育て支援センター事業実施要綱に基づき設置された施設。	ウ

		児童館	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。	ウ
		発達支援センター	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	第42条 児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。 1　福祉型児童発達支援センター　日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練。 2　医療型児童発達支援センター　日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療。	ウ
			子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）	第13条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第20条第3項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。	
		放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき設置された施設	ウ
H	教育機能	中学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）	第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。	ウ
		小学校			
		幼・保・認定子ども園	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	第39条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。	ウ
			就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）	第2条 6　この法律において「認定こども園」とは、次条第1項又は第3項の認定を受けた施設、同条第10項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。	

※1：半径500m：内閣府が実施した「歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査」において、設問「普段の生活で歩いて行ける範囲」への回答で、70歳以上の方の一番割合の高かった区分を指す。

※2：病院：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの。

※3：一般診療所：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの。
なお、「都市構造の評価に関するハンドブック」において、生活機能評価の対象となる病院（内科又は外科）及び診療所を対象に抽出した。

※4：施設系介護施設：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護保険特定施設、小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）を指す。

（５）誘導施設の設定

（２）で整理した都市機能誘導区域における施設の立地状況と、（４）で整理した誘導施設の区分を踏まえ、誘導施設を設定します。誘導施設の設定にあたっては、将来人口が減少していくことを勘案し、現状の施設数を維持することを前提とします。

①都市機能の維持を図る誘導施設

・Ａ　公共系機能、Ｃ　商業機能（買物）、Ｄ　商業機能（金融）、Ｅ　医療機能は、都市機能誘導区域に必要な機能（日常生活を営む上で、バス等でおおむね 30 分の範囲に最低限必要な施設）であるため誘導施設とし、今後も維持・充実を図ります。

②都市機能を改善・向上する誘導施設

・Ｂ　文化機能、Ｆ　保健・福祉機能は、都市の課題に対応し、都市機能誘導区域の都市機能を改善・向上する施設であるため誘導施設とし、今後も維持・充実を図ります。

なお、Ｃ　商業機能（買物）のうち売り場面積 1,000 ㎡未満のスーパーマーケット等やコンビニエンスストア、Ｅ　医療機能のうち一般診療所、Ｇ　子育て機能、Ｈ教育機能は、居住誘導区域に必要な機能（日常生活を営む上で、徒歩・自転車で行ける範囲に最低限必要な施設）であるため、誘導施設とはしません。

■　都市機能誘導区域内に誘導する誘導施設の設定の考え方

番号	都市機能	施設例	誘導施設区分	a.伊豆長岡駅周辺区域	b.田京駅周辺区域	c.温泉駅周辺（順天堂大学医学部附属静岡病院周辺及び温泉駅、市役所周辺）区域
A	公共系機能	市役所	ア	公共施設の機能更新、統廃合を視野に入れ、誘導施設に設定する		
		支所				
		窓口サービス				
		警察署、派出所、駐在所	イ	現状の機能を維持する		
B	文化機能	市民交流施設（総合会館、区民ホール等）		公共施設の機能更新、統廃合を視野に入れ、誘導施設に設定する		
		図書館				
		公民館				
C	商業機能（買物）	大規模商業施設	ア	利便性向上と賑わいの創造を目的に、誘導施設に設定する （※誘導区域以外への立地との兼ね合いは要調整）		
D	商業機能（金融）	銀行等（郵便局、信用金庫）		現状の機能を維持する		
E	医療機能	病院（※１）		本市の特徴である医療機関の立地を活かすため、病床のある医療施設を誘導施設に設定する		
F	保健・福祉機能	地域包括支援センター	イ	市内各地をカバーしている現状の施設機能を維持することとし、現時点で必要な施設のみ誘導施設を設定する		
		保健センター				
		高齢者福祉施設				
		施設系介護施設（※２）				
		訪問・通所施設				

※１：病院：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するもの。

※２：施設系介護施設：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護保険特定施設、小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）を指す。

■　a　伊豆長岡駅周辺区域の誘導施設の立地（（基幹的公共交通路線の駅から半径 500m（※1）以内、あるいは基幹的公共交通路線の駅から半径 1,000m以内かつ基幹的公共交通路線のバス停から半径 300m以内）市街化区域のみ）

a 伊豆長岡駅周辺区域（約 30ha） 誘導施設（現状）

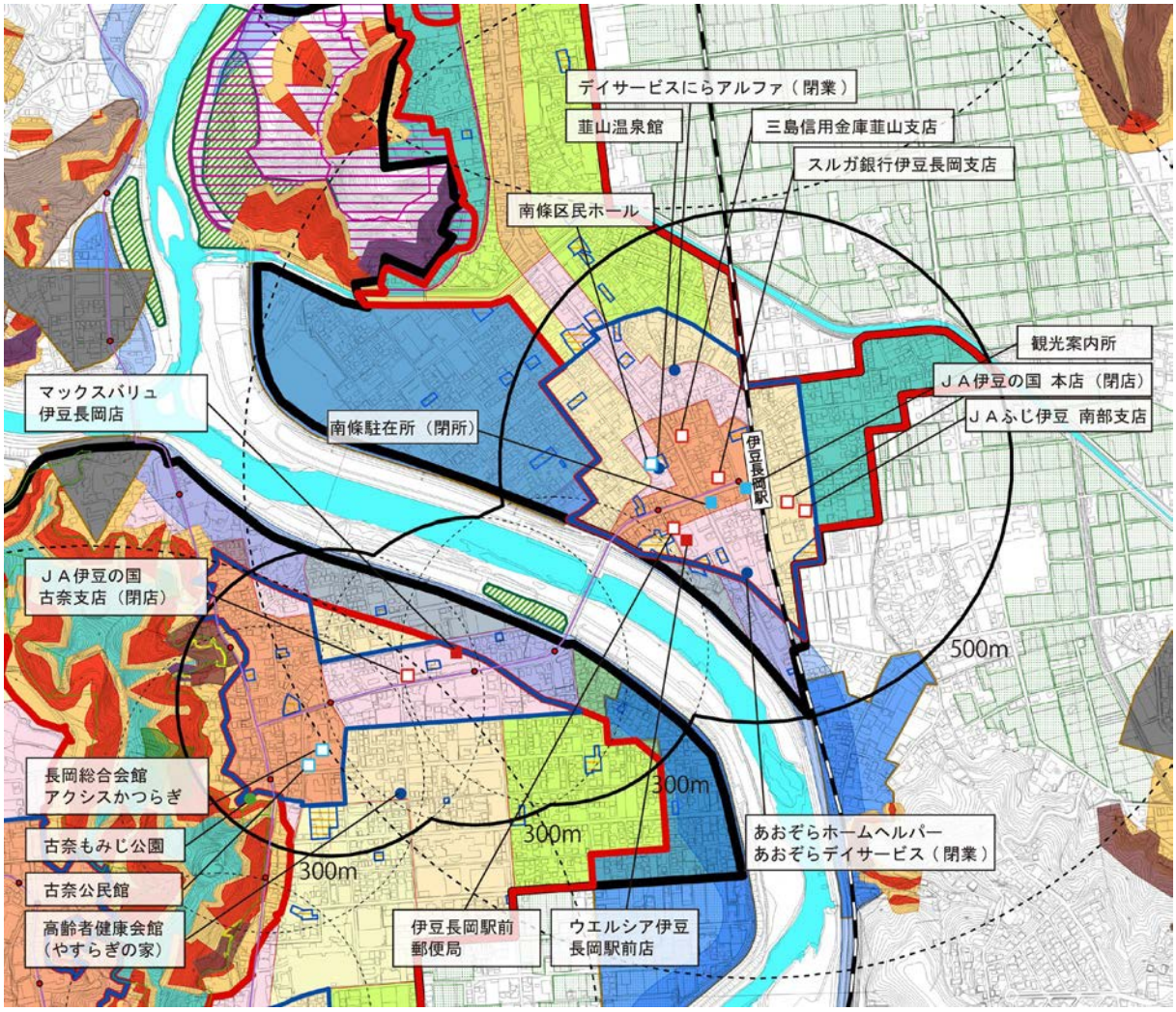

■　b　田京駅周辺区域の誘導施設の立地（（基幹的公共交通路線の駅から半径 500m（※１）以内、あるいは基幹的公共交通路線の駅から半径 1,000m以内かつ基幹的公共交通路線のバス停から半径 300m以内）市街化区域のみ）

b　田京駅周辺区域（約 24ha）　誘導施設（現状）

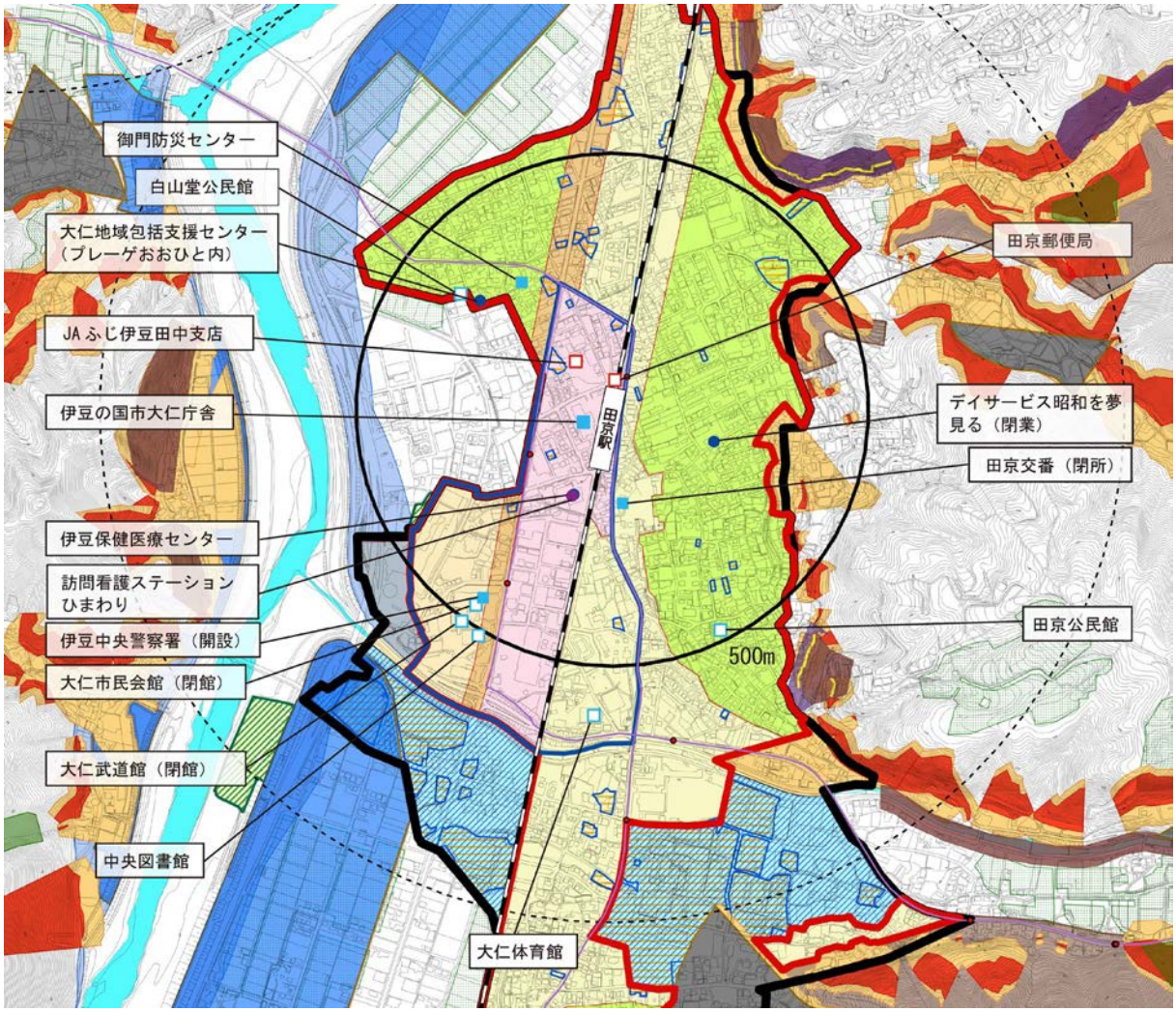

■　ｃ　温泉駅周辺（順天堂大学医学部附属静岡病院周辺及び温泉駅、市役所周辺）区域の誘導施設の立地（（基幹的公共交通路線の駅から半径 500m（※１）以内、あるいは基幹的公共交通路線の駅から半径 1,000m以内かつ基幹的公共交通路線のバス停から半径 300m以内）市街化区域のみ）

ｃ 温泉駅周辺（順天堂大学医学部附属静岡病院周辺及び温泉駅、市役所周辺）区域（約 40ha） 誘導施設（現状）

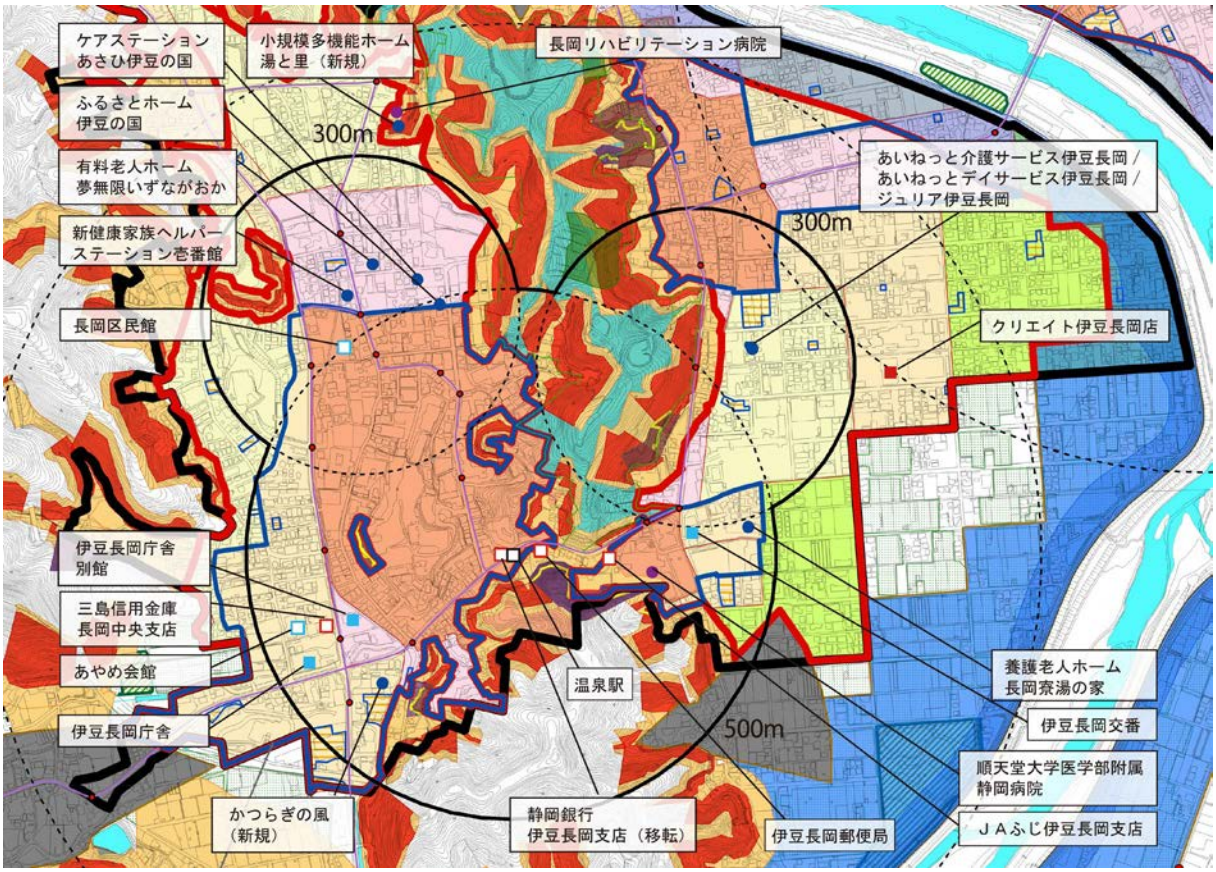

■ **都市機能と誘導施設一覧表（（基幹的公共交通路線の駅から半径 500m（※１）以内、あるいは基幹的公共交通路線の駅から半径 1,000m以内かつ基幹的公共交通路線のバス停から半径 300m以内）市街化区域のみ）**

記号	都市機能	誘導施設名	誘導施設区分	都市機能誘導区域（市街化区域）					
				a.伊豆長岡駅周辺区域		b.田京駅周辺区域		c.温泉駅周辺（順天堂大学医学部附属静岡病院周辺及び温泉駅、市役所周辺）区域	
				現状	将来	現状	将来	現状	将来
A	公共系機能	市役所、支所	ア	1	★	2	★	1	★
		警察署、派出所、駐在所	イ	0	1	1	1	1	1
B	文化機能	市民交流施設（総合会館、区民ホール等）		2	★	1	★	0	★
		図書館		0	0	1	1	0	0
		公民館		1	1	2	3	2	2
C	商業機能（買物）	大規模商業施設	ア	2	2	0	1	1	1
D	商業機能（金融）	銀行等（郵便局、信用金庫）		4	6	3	2	3	3
E	医療機能	病院（※２）		0	1	1	1	2	1
F	保健・福祉機能	地域包括支援センター	イ	0	0	1	1	0	0
		保健センター		2	4	2	2	8	6
		高齢者福祉施設							
		施設系介護施設（※３）							
		訪問・通所施設							
				12	15～17	14	12～14	18	14～16

★：誘導施設として設定するが、３つの区域のいずれかで１か所設置する。（これら以外の場所とする場合には、別途改めて検討する）
また、「伊豆の国市公共施設再配置計画」等の諸計画に基づく公共施設の再配置による都市機能の集積状況の変化などにより、計画の見直しと改善が必要となった場合は、「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」、「誘導施設や方策等」を必要に応じて再設定する。

※１：半径 500m：内閣府が実施した「歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査」において、設問「普段の生活で歩いて行ける範囲」への回答で、70 歳以上の方の一番割合の高かった区分を指す。
※２：病院：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するもの。
※３：施設系介護施設：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護保険特定施設、小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）を指す。